

平成 24 年 3 月 7 日開会

第 1 回定例会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
3月7日(水)	
議長開会の挨拶	7
町長提案理由の説明	8
議案審議(補正予算)	29
3月8日(木)・3月9日(金)	
休会	
3月12日(月)	
一般質問	
・11番議員	37
住民と協働のまちづくり	
学校教育	
・13番議員	46
旧日和佐老人ホームのサテライトオフィスかいせつについて	
・14番議員	48
定住自立圏構想	
集会所の維持・管理	
・8番議員	57
町職員の能力を地域に生かす施策について	

見 出 表	頁
地域の一体感の醸成について	
・ 7 番議員	62
町立病院について	
税について	
3 月 15 日 (木)	
議案審議	73
発議第 6 号	79
閉会中の継続調査申出書について	82
議長閉会の挨拶	82

平成 24 年 3 月 7 日 美波町議会第 1 回定例会を美波町役場議場に招集された。

1、 応召議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人
14 番	山本 正男				

1、 不応召議員は次のとおりである。

な し

1、 出席議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人
14 番	山本 正男				

1、 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 木里 茂樹

1、 地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	濱 浩治
会計管理者兼会計課長	山田 由美	総務企画課長	磯野 晴幸
住民生活課長	谷口 和江	保健福祉課長	原 千代子
税 務 課 長	丸岡 武	建 設 課 長	鈴木 義勝
政 策 調 整 監	草野 裕作	産 業 振 興 課 長	今津 秀貴
消 防 防 災 係 長	浜行 洋美	水 道 課 長	中林 伸次
住 民 室 長	花木美名子	地 域 振 興 室 長	小坂 進
日和佐病院事務長	岡本 照彦	由岐病院事務長	木本 節
学校教育課長	海司 広幸	社会教育課長	岩瀬 和夫

子どもセンター長 藤井 隆司
教育委員長 原田 村美

由岐・木岐・阿部保育園園長 服部 園子
監査委員 青木 昭夫

1. 会議事件は次のとおりである。

【報告】 1 件

報告第 1 号 株式会社道の駅日和佐の事業報告について

【計画議案】 1 件

議案第 1 号 美波町国土利用計画の策定について

【指定管理者の指定議案】 6 件

議案第 2 号 美波町立公民館の指定管理者の指定について

議案第 3 号 美波町児童館、女性会館の指定管理者の指定について

議案第 4 号 美波町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

議案第 5 号 美波町由岐生活支援ハウス「長寿村」の指定管理者の指定について

議案第 6 号 美波町地域防災拠点施設の指定管理者の指定について

議案第 7 号 美波町移住交流支援施設の指定管理者の指定について

【専決議案】 1 件

議案第 8 号 専決処分報告について

専決第 1 8 号 美波町税条例の一部を改正する条例の制定について

(条例第 2 1 号)

【条例議案】 8 件

議案第 9 号 美波町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (条例第 1 号)

議案第 1 0 号 美波町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について (条例第 2 号)

議案第 1 1 号 美波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (条例第 3 号)

議案第 1 2 号 美波町税条例の一部を改正する条例の制定について (条例第 4 号)

議案第 1 3 号 美波町子どもセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について (条例第 5 号)

議案第 1 4 号 美波町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (条例第 6 号)

議案第 1 5 号 美波町日和佐図書・資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について (条例第 7 号)

議案第 1 6 号 美波町営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (条例第 8 号)

【補正予算議案】 6件

- 議案第17号 平成23年度 美波町一般会計補正予算(第5号)
議案第18号 平成23年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第4号)
議案第19号 平成23年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
議案第20号 平成23年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
議案第21号 平成23年度 美波町水道事業会計補正予算(第3号)
議案第22号 平成23年度 美波町病院事業会計補正予算(第3号)

【当初予算議案】 13件

- 議案第23号 平成24年度 美波町一般会計予算
議案第24号 平成24年度 美波町国民健康保険事業特別会計予算
議案第25号 平成24年度 美波町住宅改良資金貸付特別会計予算
議案第26号 平成24年度 美波町育英奨学金貸付事業特別会計予算
議案第27号 平成24年度 美波町赤河内財産区特別会計予算
議案第28号 平成24年度 美波町簡易水道事業特別会計予算
議案第29号 平成24年度 美波町漁業集落排水事業特別会計予算
議案第30号 平成24年度 美波町公共下水道事業特別会計予算
議案第31号 平成24年度 美波町介護保険事業特別会計予算
議案第32号 平成24年度 美波町国民健康保険阿部診療所特別会計予算
議案第33号 平成24年度 美波町後期高齢者医療特別会計予算
議案第34号 平成24年度 美波町水道事業会計予算
議案第35号 平成24年度 美波町病院事業会計予算

【人事案件】 1件

- 議案第36号 美波町固定資産評価審査委員会委員の選任について

【追加議案】 1件

- 議案第37号 美波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
(条例第9条)

【発議】 1件

- 発議第1号 美波町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

議員派遣の件について

3月7日(木)

(時に 9時00分)

議

長 おはようございます。本日平成24年第1回美波町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多忙の折ご出席下さいましてありがとうございます。本定例会は、平成24年度の一般会計をはじめ、各特別会計の当初予算また、数多くの議案を審議する重要な議会であります。平成24年度に関する町政運営の諸施策につきましても、後ほど町長から説明がございますが、議員各位には慎重にご審議下さいまして、適切な議決が得られますよう、格段のご配慮をお願い申し上げます。

只今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回美波町議会定例会を開会いたします。

(時に 9時00分)

会議に先立ちまして諸般の報告を行います。1月16日徳島県町村議会理事会が開催され議長が出席しました。1月25日全員協議会が開催されました。1月29日、姉妹都市の三豊市と災害における相互応援協定調印式に議長が出席しました。2月6日、徳島県市町村トップセミナーが開催され、議長、副議長、監査委員が出席しました。2月24日第62回徳島県町村議会定期総会が開催され議長が出席しました。3月1日、平成24年第1回の議会運営委員会を開催し、委員6名と、委員外議員6名が出席し、提出議案等について審議いたしました。3月2日、海部老人ホーム町村組合・海部郡特別養護老人ホーム事務組合・海部郡衛生処理事務組合・海部消防組合の平成24年第1回定例会が開催され、議長が出席しました。以上で、諸般の報告を終わります。

本日の会議を開きます。日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において指名いたします。2番江本議員、3番影山議員兩名を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。会期につきましては、去る3月1日に議会運営委員会を開催しておりますので議会運営委員長より、ご報告お願い致します。

山本議会運営委員長

1 4 番 議 員

おはようございます。議会運営委員長報告を行います。先週3月1日議会運営委員会を開催いたしました。委員6名出席の下、理事者側からは影治町長・山路副町長・磯野総務企画課長の出席を求め平成24年美波町議会第1回定例会に上程予定の議案内容につきまして慎重に審議いたしました。結果会期は本日3月7日より3月15日までの9日間開催することに決定いたしました。なお議員定数についても人口・面積等類似自治体等の資料も参考に協議を継続して意見集約するというを確認したところでございます。

なお一般質問の通告は本日の正午までといたしておりますので、ご承知おき願いたいと思います。

以上議会運営委員長報告を終わります。

議 長

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月15日までの9日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。よって会期は本日から3月15日までの9日間と決定いたしました。なお、会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思いますのでご了承願います。

日程第3、町長提案理由説明を議題といたします。本定例会に提出されております議案は、一覧表にありますとおり報告1件及び計画議案1件、指定管理者の指定議案6件、専決議案1件、条例議案8件、平成23年度補正予算議案6件、平成24年度当初予算議案13件、人事案件1件、計37件であります。これを一括して議題といたします。

影治町長に、提案理由の説明を求めます。

町長

町 長

おはようございます。啓蟄が過ぎて、厳しかった寒さも緩み、少しずつ春の気配を感じるような日々となり、今年も将来に夢を持つ子ども達の卒業・就職・進学と、新しい人生に向かっての歩みが始まろうとしている本日、平成24年美波町議会第1回定例会を招集致しましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中全員のご出席を賜り、ご審議を頂けますこと大変有り難く存じているところでございます。

それでは本定例会におきましてご審議をお願いする議案につ

いては、3月1日の議会運営委員会において説明を致しました報告1件及び計画議案1件、指定管理者の指定議案6件、専決議案1件、条例関係の議案8件、平成23年度の一般・特別・企業会計の補正予算に関する議案6件、平成24年度一般・特別・企業会計の当初予算に関する議案13件、人事議案1件の計36件の議案を提出しているところでございます。

議案説明に先立ちまして、年度の初めとなることから、町政の取り組みに対する一端を述べ、議員各位のご理解とご指導を賜りたいと存じます。昨年3月11日は、東北地方の被災地のみならず私たちにとって、忘れることのできない日となり、心に深く刻まれることになりました。私も、東日本大震災の被災地、宮城県南三陸町、女川町、岩手県大槌町を訪問いたしました。破壊された建物、港、鉄道や瓦礫の山、避難所生活などを目の当たりにし、あらためて自然の力の大きさと非情さを思い知らされるとともに、町民の安全と安心の確保が町長としての最大の責務であると深く認識いたしましたところであります。また、この度の東日本大震災の教訓から学び、そして教訓を活かし、今後発生が予想されている東海・東南海・南海の3連動地震への備えを着実に推進していくことが、私の使命であるとの思いを強くしているところであります。

さて、ご承知のとおり、本町の財政構造は国・県補助金や地方交付税などに大きく依存しており、今後の国等の動向によっては、さらに厳しい財政運営を強いられかねず、創意と工夫を凝らした財政の健全性確保の取り組みがこれまで以上に必要であります。この持続可能な財政運営を念頭に置き、平成24年度予算においては「選択と集中」をさらに徹底し、1.医療体制の整備、2.防災・減災対策の推進、3.交流人口の拡大と地域の活性化、4.生活維持公共交通システムの構築の4項目について特に集中的に取り組むこととしたしておりますので、議員の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

特に、医療体制の整備につきましては、合併前からの重要課題でありまして、現在、「美波町医療体制整備方針(素案)」に対する意見公募、いわゆるパブリックコメントを行っている最中でありまして、また、現在、町内会や各種団体等から素案に対する説明会開催の要望があれば、その要望にお応えして説明会を行っております。説明会で頂戴した意見等やパブリックコメ

ントで寄せられた意見等も踏まえて、最終案を取りまとめたいと考えているところであります。

それでは昨年12月議会以後の町政の動きと、各課（室）における事務事業の進捗状況について申し上げます。

はじめに総務企画課関係でございますが、昨年10月の第2回臨時議会で議決を頂きました、旧日和佐高等学校解体工事についてはほぼ完成し、工期である3月25日までに完了予定といたしております。跡地につきましても、譲渡契約時の徳島県との協定項目の一つであります「複合多目的な総合的な安全・防災基地」として利活用するため、平成24年度に国の社会資本整備交付金を活用し、防災ヘリポートを建設する予定といたしております。

つぎに、美波町文化交流施設でございますが、廃止され遊休施設であった県立日和佐老人ホーム施設を文化創作活動の拠点として有効活用するため、平成21年3月に無償譲渡を受けた施設であります。その後、平成22年度に宝くじ助成事業により一部施設を改修し、「海辺の芸術家村」として活用すべく、県内の芸術家等にご相談なりさせて頂いておりましたが、利用条件等で合意することができなかつたため、新たな活用方法も視野に入れ、模索いたしておりました。そのような中、徳島県が進めるIT企業のサテライトオフィス誘致活動のお力添えも頂き、今年1月17日に今回来て頂けることとなった株式会社サイファー・テックを始めとするIT企業の方々が美波町へ視察に来ていただきました。その後、株式会社サイファー・テックとの間で順調に話しが進み、2月23日には再度来町され、美波町でのサテライトオフィス開設の意志をお受けし、私共町といたしましても出来る限りの協力をさせて頂くことを、お約束させて頂いたところであります。

株式会社サイファー・テックは平成15年に設立され、電子書籍の著作権保護や知的財産の漏えい防止システムなどを開発している会社で、年々売上げを伸ばし昨年12月期の売上高は1億1千万円に達しております。まさに伸び盛りの企業であります。今後、これを機会として関連企業の誘致も進め、地元雇用の増加や地域の活性化に繋がるよう努めさせて頂く所存であります。開設に向けての予算については、今議会に提案させて頂いておりますので、ご理解の上、ご承認下さいますようお願いを申し上げます。

次に、タクシー利用料金助成事業についてでございますが、高

齢者の方々に自動車の運転が出来ない方や、公共交通機関の利用が困難な方等の日常生活の利便を図ることを目的に、昨年9月から実施しておりますタクシー利用料金助成事業については、3月1日現在で31名の方々が登録され、ご利用を頂いております。平成24年度につきましては、引き続きタクシー利用料金助成は行うこととし、デマンドバスの実証運行も踏まえて、美波町にとってより良い公共交通を作り上げて行きたいと考えております。

次に、阿南市を中心市とした定住自立圏構想についてありますが、昨年9月に共生ビジョンを策定し、具体的な事業実施に向けて協議を行い、平成24年度から取り組みが出来る事業から順次取り組みを行うことといたしております。取り組みます事業といたしましては、医師確保対策、施設の相互利用、観光圏の形成など23事業となっております。予算化が必要な事業につきましては今議会に提案させて頂いております。今後、中心市となる阿南市との連携、協力を図り、地域の生活機能を確保し、住民福祉の向上及び地域振興に努めて参りたいと思っております。

次に、職員政策提案制度により、資産の有効活用を図るため、昨年9月から行っておりますインターネットによる公有財産等の売却についてありますが、今年3月までに3回のオークションを行い、不用となったカメラなど出品した10品全てが落札されております。落札金額は総額で138,910円と少額ではございますが、今後とも公有財産の有効活用の一環として進めることといたしております。

次に、職員研修についてありますが、一般の住民の方も対象として今年1月30日に東日本大震災の被災地でもある福島県から3名の建築士の方にお越し頂き、自らが震災を経験、震災直後から現在に至るまで、今後の復興に向かっても活動している状況についてご講演頂きました。東日本大震災に対する理解を深め、防災意識の向上を図るとともに、今後の防災対策に繋がるものと思っております。また、2月21日には国土交通省から講師を招き、地域活性化や災害に強いまちづくりについて研修を行い、これら研修を通じて公務員としての自己研鑽に努め、職員のスキルアップを図って参ります。

次に、支所における総務企画関係では、由岐自然郷和国サイトについては、サーバー機器・通信機器等の老朽化によりシステムが不安定な状態が続き、一部の地域においては通信不能と

なっていたため、システムの全体的な更新が必要でありました。しかし、以前にも質疑等で説明させて頂いたとおり、更新には多大な費用がかかるため、現在の使用頻度等を含め検討した結果、システム存続は難しいという結論に至ってありました。手続き的なことや漁場管理システム或いはネット利用者との調整で若干手間取りましたが、平成24年1月31日をもちまして閉鎖いたしました。なお、ネットワークの関連団体であった漁協、公民館等には、一定の期間内に既存 LAN からピカラに移行されていた場合及び今後移行される場合において、初期費用を町で補填することにしております。

また、由岐自然郷和国とは別回線で、由岐公民館前ロビーとぼっぼマリン2階に住民公開端末を設置しておりますが、こちらについては長期休み等での帰省者や来訪者の中で需要があるため引き続き存続させることとしておりますが、ぼっぼマリンの回線につきましては、この機会に無線 LAN ルーターを新設し、ぼっぼマリン館内をカバーする公衆無線エリアといたしました。なお、無線ネットワークの利用方法については、ぼっぼマリン館内何箇所かに貼り紙で示してあります。

次に、税務課関係であります。町税及び各種使用料の徴収体制の強化の取り組みとして、平成20年度より実施しております全庁体制での一斉徴収でございますが、本年度も管理職を中心に一般行政職員91名で特別徴収班を組織し、昨年12月を徴収強化月間として戸別徴収にあたりました。この一斉徴収の結果概要でございますが、本年1月末までの2ヶ月間で町税21件1,127千円、水道使用料4件48千円、住宅使用料4件120千円、介護保険料1件11千円で総計1,306千円の徴収額となり、昨年度の一斉徴収よりは減額となっております。この結果を踏まえ、新たな観点も検討し、負担の公平性の確保のための滞納対策の強化に取り組むことといたしております。

また、本年4月1日から徳島滞納整理機構に職員1名を派遣することとしており、派遣期間は2年間の予定であります。徳島滞納整理機構の組織は、徳島県職員及び県内市町村からの派遣職員で構成されており、市町村職員は中央・北部・南部・西部ブロックの各ブロックごとの市町村からローテーションにより職員を派遣することになっており、平成24年度からは当町からの派遣となります。

次に、住民生活課関係であります。平成23年12月22

日（木）に福井環境開発株式会社から産業廃棄物最終処分場についての地元説明会が、大戸公民館で開催されました。大戸・久望・北分地区の住民12名が参加され、福井環境開発株式会社からはコンサルタント2名が処分場の建設工法等を説明し、住民の方からは、工法及び飲料水の安全についての質問等がありました。

次に、保健福祉課関係でございますが、高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定状況でございますが、第4期計画（平成21年度～平成23年度）を平成21年3月に策定しておりますが、この計画期間の終了に伴い新たに平成24年度～平成26年度までの3ケ年とする第5期計画を立てなければならぬため、昨年7月の第1回目策定委員会から検討を重ねてきたところでございます。第5期計画では、介護状態の軽減若しくは悪化の防止、又は要介護の状態になることへの防止を推進すること。要介護の状態になっても、心身の状況や置かれている環境等に応じて、高齢者の選択に基づき適切なサービスが、総合的かつ効率的に提供される体制を構築すること。

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地域、保健、医療、福祉等の関係機関が連携した支援体制づくりを進めていくこと。を基本理念といたしております。最終の策定委員会を3月5日に開催し、高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画を策定いたしました。

なお、次期介護保険料の改正議案については追加議案として提案させていただくこととしております。

次に、美波町ぬくもりハートプランの策定状況でございますが、この計画は、障害者計画と障害者福祉計画が一体となった計画であります。障害者計画は、障害者基本法第9条に基づく市町村障害者計画に該当し、障害のある人の生活全般に係る施策の方向性を定める役割を担うものであります。障害者福祉計画は、障害者自立支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画に該当し、障害者計画に内包された生活支援施策全般の実施計画的な役割となるものであります。

最終の策定委員会を3月5日に開催し、最終計画を策定いたしました。今後は、この計画の基本的な考え方にに基づき施策を進めていくことといたしております。

次に、支所住民室関係であります。阿部・伊座利地区は交通事情・道路事情も悪く、又高齢化が進む中であって阿部診療所は地域医療の大きな役割を担っており、地元住民の健康を守

るうえで欠かせない施設となっております。これまで、医師不足の中、徳島県・徳島県医師会及び阿南医師会又由岐病院医師のご支援により診療体制を維持してきたところでありますが、平成24年度からは常勤医として現徳島県立中央病院副院長川端義正医師に阿部診療所所長として就任して頂くこととなりました。川端医師は、平成21年県立海部病院院長・平成22年より県立中央病院副院長と合わせて看護専門学校長を歴任されております。阿部診療所については、海部病院長時代の平成21年4月からお世話になっており、現在は第1・第3水曜日の午後診療を行っていただいております。川端医師は、徳島県の地域医療担当職にも就かれていますことから、地域医療には大変熱心に取り組まれており、今後は安定的な診療体制が確立でき、住民の方にも安心していただけるものと考えております。

次に、産業振興課関係でございますが、平成24年の迎春イベントとして、例年同様「ひわさ冬まつり」を開催いたしました。城山では、新春を迎えると同時に「賀正」文字の点灯、初日の出を見ようと大浜海岸を訪れた方々への「迎春汁」の接待、日和佐太鼓創作会の勇壮な「初日の出ライブ」を行いました。雲の影響で水平線から昇る初日の出とはなりませんでしたが、雲の間から昇る初日の出となり大勢の帰省客や初詣の皆さんには喜んで頂けたものと思っております。

大浜海岸休憩所改築工事につきましては、平成23年11月24日入札を行い、本田建設有限会社が19,908,千円で落札し、翌日の11月25日請負契約を締結いたしました。請負率は、78.4%でありました。工事は、平成24年3月中の完成に向け、順調に進んでおります。

海部郡3町で組織する南阿波よくばり体験推進協議会が行っている体験型観光や修学旅行の受入は、12月8日～9日の広島県海田町立海田西中学校78名を受け入れて今年度の予定を終了したところであります。なお、12月の諸般の報告でも報告いたしましたとおり、「全国ほんもの体験フォーラム」が平成25年3月16日～18日の3日間、本県で開催することが決定しましたので、現在詳細について検討しているところであります。今後ともご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

すじ青のり開発研究事業については、平成24年度から(株)WDB環境バイオ研究所へ事業承継すべく、現在、協議検討を行っております。

次に、支所における産業振興関係であります。県水産課及び徳島大学・浜野教授の協力を得て今年度発足しました「美波の海の恵み研究会」では、現在、ヒジキの養殖試験を実施しております。ヒジキの種苗は昨年12月に沖出しし、2月24日現在で30cm前後にまで成長しております。今後、生育状況等のデータを取りながら収穫日やヒジキを収穫した後のロープの再利用方法等を検討する予定となっております。

由岐自然郷和国のネットワークを利用しながら運用しております漁港漁場高度利用システムについて、自然郷和国ネットワークが廃止になることから、漁場監視レーダーのある阿部漁協と由岐支所間をNTT回線を用いてVPN接続をすることで当該ネットワークから切り離し、システムを使用できるよう改良いたしました。

ぼっぼマリンについては、改修工事で新設していただきました飲食コーナーを3月10日オープン予定で準備を進めており、最初は豆腐ハンバーグとかきあげを利用した新作の美波バーガーをはじめ、各種惣菜、コーヒー等の販売から開始し、様子を見て物産館で販売している伊勢エビ等の七厘バーベキューも順次検討していく予定であると聞いております。

次に、建設課関係であります。はじめに町工事についてご報告をいたします。大戸1号線道路改良工事、丹前1号線側溝改良工事、丹前3号線横断側溝新設工事、榎谷線道路改良工事は3月末完了予定としております。県単急傾斜地崩壊対策事業の赤松総屋敷・滝本博文宅、奥潟・豊田春雄宅は3月末完了予定としております。農業施設災害では他事業と関連で繰越した1箇所は1月末に完了し、現年度分2箇所は、3月末完成予定としております。公共土木施設災害の河川1箇所は、3月末完成予定としております。総屋敷1号橋災害復旧工事、日浦谷川石積復旧工事は、3月末完成予定としております。

次に、県工事の主なものについてご報告いたします。まず、道路関係でございますが、赤松由岐線では赤松耳瀬で局部改良の建物物件補償及び用地取得が、2月上旬に契約が完了したと聞いております。一部川側へ拡がるので、秋以降の工事発注と聞いております。赤松由岐線馬路の道路災害復旧は、3月末完了予定と聞いております。赤松由岐線久望の宮川前、地蔵の1月中旬発注した道路維持修繕は、5月末に完了予定、山岡奥、久保手前の測量設計は、2月上旬発注したと聞いております。日和佐小野線・田井ノ浜の現道改良については、国の3次補正

で建物物件補償及び用地取得が、2月上旬に契約が完了したと聞いております。由岐大西線の阿部での緊急地方道は、鹿ノ首岬付近手前の改良、側溝及び舗装工事と鹿ノ首岬すぐ後の側溝、舗装工事は、改良工事と側溝工事は3月末に完了の予定であり、舗装工事は4月末の完了予定と聞いております。由岐大西線の阿部での阿部集落のすぐ手前とお水荘付近とその続きの阿部寄りの測量設計は、発注したと聞いております。由岐大西線の伊座利での道路維持修繕の測量設計は、3月末の完了予定と聞いております。由岐港線では、西由岐の道路維持修繕は、1月中旬完了したと聞いています。日浦野田線の道路維持修繕は測量設計及び地質調査は、3月末の完了予定と聞いております。

次に河川、砂防、治山関係であります。奥湯川総合流域防災事業は、支線の牟井谷川は2月と3月に3分割で発注し、繰越予定と聞いております。河川特改では、阿部東川で床止め工事が3月に発注し、繰越予定と聞いております。県営の急傾斜地崩壊対策事業は、伊座利小学校裏付近で、擁壁、法面工事は3月完了予定と聞いております。東由岐の津波避難階段は、12月に発注し、3月に完了予定と聞いております。県単砂防事業で、津波時に背後の山へ避難するため急傾斜の擁壁への階段設置を県に要望しているところではありますが、東由岐は3月末完了予定で、新たに9箇所について、24年度工事実施に向けて県の2月補正で調査委託を近々発注すると聞いております。山王谷の通常砂防事業は、測量設計、地質調査を発注しており、地元説明会を3月末に行なう予定であり、準備が整えば用地測量、用地補償に着手すると聞いています。治山事業で実施している南海地震対策の苦越の防潮堤嵩上げ工事は繰越し、4月に完了予定と聞いています。北河内久望の予防治山事業は繰越し、5月に完了予定と聞いています。

次に、港湾関係であります。日和佐港の海岸高潮対策事業は、南防波堤改修工事は繰越分は24年2月に完了し、港湾維持補修では日和佐保育所前の防潮堤の開口部門扉を3箇所コンクリートで閉鎖しました。

次に、地域高規格道路についてご報告いたします。四国東南部における高速道路の空白地帯を解消し、「四国8の字ネットワーク」を形成する地域高規格道路・阿南安芸自動車道の一部である福井道路が、東海・東南海・南海の3連動地震など大規模災害時に機能する緊急輸送路としての整備の必要性が認められ、平成24年度新規事業採択されました。福井道路は本年度

に事業着手した桑野道路とともに、現在整備中の四国横断自動車道、昨年7月に開通した日和佐道路を結ぶ自動車専用道路があります。阿南市内原町・桑野 IC から阿南市福井町・小野 IC までの延長9.6 km、2車線で設計速度は80 km/h、国直轄で整備され、事業費の約20%を徳島県が負担し、総事業費は約360億円でございます。今後も、整備中の箇所の早期完成に向けて、更には、事業化されていない海部道路の事業化に向けて、要望活動を行って参りたいと考えております。

日和佐道路の木岐、北白浜の既設緊急輸送進入路や田井高架橋、木岐高架橋の橋梁点検用階段を活用し、入り口の扉を非常時に叩き割って進入できるよう改修や通路部の平張りコンクリート及び蓋掛けし、緊急時に避難可能な通路の防災対策工事については、2月上旬に完了したと聞いています。

次に、国道関係であります。北河内地区、大戸地区での防災対策工事は、12月末に完了し、大戸1号溝橋の床版補修工事は、2月上旬に完了したと聞いています。

次に、支所における建設課関係であります。普通河川谷裏川の災害復旧工事については、去る12月26日に入札、2,730千円で富田建設が落札、年度内完成に向け現在施工を進めております。9月議会にて予算計上しておりました西の地23号線道路排水新設工事につきましては上記、谷裏川災害復旧工事と同じ12月26日に入札、1,270,500円にて有限会社栄光重機建設が落札、契約を結んでおります。

次に、漁港関係であります。昨年から繰り越されたまま、なかなか着手できなかつた県営由岐漁港・由岐地区の通称「流れ川」護岸の改良工事については、11月になって矢板の打ち込みが着手され、来年度を含めた2ヶ年で望へい橋の上流部分を県単独漁港改良事業により完成させる予定で、水産課及び南部総合県民局において調整が進められております。また、平成23年9月1日から4日にかけての台風12号の豪雨により発生した町営伊座利漁港南防波堤及び沖防波堤の消波ブロックの被災については、1月18日に入札を行い、南防波堤については7,980千円、沖防波堤については2,520千円の落札額で共に兼子建設株式会社と契約を行っております。現在、南防波堤の消波ブロック製作11個中6個を既に製作しており、沖防波堤の消波ブロック据え付けを含め、年度内に完成すべく工事を進めております。

当初予算に計上しておりました町営恵比須浜漁港のストック

マネージメント調査については、昨年12月20日に入札を行い、最低入札業者である株式会社基礎建設コンサルタントと8,452,500円で契約を行い、現在、現地での調査をほぼ終え、調査内容の解析、報告書の集計を行っている状況で年度内に報告書が提出される見込みであります。

次に、消防防災課関係であります。1月5日に多数の来賓の御臨席を賜り、平成24年美波町消防団出初式を挙行いたしました。日和佐グラウンドに16分団、152名が参集し、地域防災の要として、心構えを新たにしたところであります。

火災等の消防団の出動状況であります。昨年12月22日の山河内林野火災へ1分団、2月12日の木岐白浜林野火災へ計11分団が出動し、消火活動を行いました。また、2月2日、3日には、行方不明者の捜索に計9分団が出動しております。

木岐公民館耐震診断業務については、一連の調査業務は終了し、評定委員会での評定作業のみとなっております。

また、昨年11月に発注しました都市防災総合推進事業測量設計業務については、現場での調査業務は終了しております。

危機管理プロジェクトにおきましては、現在、職員の動員・配置マニュアルなど25の個別対処危機管理マニュアルの策定に取り組んでおり、昨年12月末に最終報告を受け幹事会において内容をチェックし、修正の必要があると確認された2つの専門部会に対し、修正作業を求め、うち1専門部会から、修正案が提出されたところであります。今後のマニュアルを取りまとめる方法については、業者委託も踏まえ、検討を行っているところでございます。

また、昨年12月21日に津波想定高、また今年の1月20日に津波浸水予想図が徳島県から示されたことを受けまして、3月1日付けで各自主防災組織へ公表されたデータ等の資料を配布周知し、防災活動への取組みの参考となるよう情報の共有を図ると共に、昨年8月に見直しと点検を行いました避難路、避難場所について、地区担当の職員と協力し、津波避難場所の再確認作業を進めております。

次に、教育委員会関係でございますが、1月3日に美波町成人式をコミュニティホールにおいて開催いたしました。

本年の新成人該当者は、男子39名、女子43名の合計82名でありましたが、そのうち男子26名、女子37名の計63名の出席がございました。

また、1月2日には、新春恒例の第51回由岐駅伝競走大会

が、5区間12.3kmにオープンを含む11チームが参加して開催され、西の地Aチームが優勝しております。

次に、水道課関係であります。上水道事業では、東紅会敷地内の配水管移設工事について、県道の占用協議が整い、2月20日に入札を実施し、4,462,500円で江本商店と契約し、3月末までの完成を目指しています。また、簡易水道事業では、阿部住吉橋配水管取替工事について、1月17日に入札を実施し、1,627,500円で、日建工業株式会社と契約し、3月20日までの完成を目指し、現在工事中であります。木岐東町配管新設工事は、2月20日に入札を実施し6,195千円で、中筋建工株式会社に工事を発注しています。

最後に、病院事業関係でございますが、昨年12月に美波町病院事業のあり方検討委員会から頂いた答申を基に、町の整備方針として「美波町医療体制整備方針(素案)」を策定いたしました。

この素案につきましては、1月25日に全員協議会において議員の皆様にご説明をさせていただき、その後病院関係者、役場職員にご説明した後、2月15日に由岐地区、翌16日に日和佐地区でそれぞれ住民説明会を開催いたしました。

住民説明会では、特に立地場所について賛否両論のご意見を頂きましたが、2月17日から行っておりますパブリックコメントの意見とも合わせて参考とさせていただき、最終案を取りまとめたいと考えております。

なお、3月8日には美波町全域を対象として日和佐公民館において、再度住民説明会を開催すると共に、各町内会等においても要望がありましたら住民説明会を行うこととしておりまして、現在、6町内会から要望を頂いております。今後、順次説明会を行いまして、住民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと考えております。

以上、町政の取組みに対する一端と「諸般の報告」と致します。議員各位のご理解をお願い申し上げます次第であります。

続きまして今議会に提案し、ご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。

まず、報告第1号は「株式会社道の駅日和佐の事業報告について」であります。町が出資している法人で、資本金、基本金等の2分の1以上を出資している法人については、その経営状況を議会に報告することが義務づけられています。株式会社道の駅日和佐につきましては、町が55.25%を出資してい

ますので、地方自治法第243条の3の規定に基づき、その経営状況を報告するものであります。

次に、議案第1号は「美波町国土利用計画の策定について」であります。国土利用計画法に基づき、町土利用の配分とその利用方向を定める長期計画を策定いたしましたので、国土利用計画法第8条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。この計画は、3月1日の全員協議会において説明いたしましたように、国土利用計画法に基づき町土利用の配分とその利用方向を定める長期計画であり、町土利用に関する行政上の指針となる計画でございます。現計画については、旧町時代に策定されたものであり、美波町として新たに策定するものであります。

次に、議案第2号から第7号までは、指定管理者の指定に関する議案であります。議案第2号及び議案第4号から議案第7号までの各施設は、それぞれ指定管理により施設の管理を行って参りましたが、平成24年3月31日をもって指定の期間が終了いたしますので、引き続き同一団体にそれぞれ指定管理を行っていただくものであります。指定の期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものであります。

まず、議案第2号は「美波町立公民館の指定管理者の指定について」であります。美波町立公民館28施設を各地域町内会に、議案第4号は、「美波町デイサービスセンターの指定管理者の指定について」であります。美波町デイサービスセンターの「竜宮」を社会福祉法人美波町社会福祉協議会に、「浦島」を社会福祉法人東紅会に、議案第5号は、「美波町由岐生活支援ハウス「長寿村」の指定管理者の指定について」であります。長寿村」を社会福祉法人由岐福社会に、議案第6号は「美波町地域防災拠点施設の指定管理者の指定について」であります。美波町地域防災拠点施設を東由岐町内会に、議案第7号は、「美波町移住交流支援施設の指定管理者の指定について」であります。志和岐地区移住交流支援施設」を志和岐町内会に、「阿部地区移住交流支援施設」を阿部の未来をつくる会にそれぞれ引き続いて指定管理を行っていただくものであります。

また、議案第3号は、「美波町児童館、女性会館の指定管理者の指定について」であります。美波町児童館、女性会館を社会福祉法人美波町社会福祉協議会に新たに指定管理するため、

地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものです。

児童館については、現在子どもセンターが所管していますが、子どもセンターの廃止に伴い、その管理運営について指定管理するものであります。指定の期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間といたしております。

次に、議案第8号は、「専決処分報告について」でありまして、専決第18号「美波町税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法の一部を改正する法律等が平成23年12月14日に原則施行されたことに伴う条例改正の専決処分報告でございます。地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する省令が平成23年12月14日に交付され、原則として同日から施行とされましたので専決処分をしたものです。改正内容は、東日本大震災の税制上の対応として、昨年6月議会で一部改正した町税条例の内、町民税の雑損控除等に係る災害関連支出について、対象期間を延長するもので、その期間が1年以内であったものを3年以内に延長する改正でございます。

次に、議案第9号から議案第16号までの8件は、条例の一部改正に関する議案であります。

まず、議案9号は、「美波町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でありまして、診療所に勤める医師の定年を病院の医師と同じ65歳とする条例改正でございます。現行の条例では、病院の医師の定年については65歳とされていますが、診療所の医師については特段の定めがありません。ついては、今回新たに阿部診療所に常勤医が来て頂けることとなりましたので、診療所の医師についても定年を65歳とさせて頂くものであります。

次に、議案第10号「美波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第11号「美波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。この2議案については、昨今の地方行財政を取り巻く厳しい環境を勘案し、特別職である町長・副町長・教育長の給与を、平成19年度から平成23年度の5年間に引き続き、平成24年4月1日～平成25年3月31日までの1年間引き下げるためのものであります。引き下げ率は、平成23年度と同率で、町長10%、副町長7%、教育長4%といたして

おります。

次に、議案第12号は、「美波町税条例の一部を改正する条例の制定について」でありまして、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律等が平成23年12月2日に公布されたことに伴う条例改正でございます。昨年12月に、町税に係る法律の改正が2点あり、一点目は「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」であり、この法律による改正内容については、個人住民税の退職所得に係る10%税額控除が廃止され、平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等から適用されます。また、町たばこ税に県たばこ税の一部が平成25年4月1日から移譲されることとなります。

二点目は「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」であり、この法律による改正内容は、個人住民税の均等割の税率が平成26年度から平成35年度までの10年間引き上げられ、引き上げ額は町県民税で年額1,000円の引き上げとなります。

次に、議案第13号は「美波町子どもセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について」でありまして、組織体制の見直しによる美波町子どもセンターを廃止するための条例改正であります。美波町子どもセンターは、保育園や幼稚園の連携を一体的に推進し、幼児教育及び児童福祉の充実を図るため、平成19年4月に設置されたものでありますが、政府の方針により新たに「こども園」として制度を一体化する計画が示され、平成25年度以降順次移行されることから、今回幼保体制の見直しを行い、子どもセンターを廃止するものであります。今後は、今年2月に国の最終案が出されております「子ども・子育て新システム」の動向も踏まえながら、最終案にもあります幼保一体化施設「総合子ども園」の設立を目指すことといたします。

次に、議案第14号「美波町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の改正に伴う条例改正であります。この法律は、所謂「地域主権一括法」と

呼ばれていますが、国においては「国と地方のあり方を再構築する」として、地方分権、地域主権改革が進められる中、昨年4月28日には第1次一括法が成立し、第2次一括法は8月26日に成立、全体で230にも及ぶ法律の改正がありました。一括法の内容は、法令による義務付け・枠付けの見直しと県から市町村への権限移譲となっています。町では、同法の公布に伴い、各省庁から公布されている「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」などの基準省令等を踏まえて条例案を作成することになります。美波町で関係する法律は11件あり、その内経過措置がなく4月1日から施行が必要となる社会教育法、図書館法及び公営住宅法に關係する3件の条例について、今議会に提案させて頂いております。残りの条例改正については1年間の経過措置がありますので、それまでに改正案を提案させて頂くこととなります。一括法関連の一つ目の条例改正となります「美波町立公民館の設置及び管理に関する条例」の一部改正がありますが、一括法により社会教育法の一部改正が行われ、これまで法律で定められていた公民館運営審議会委員の委嘱の基準が削除され、当該委嘱の基準は文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、その基準に従い改正を行うものであります。

次に、議案第15号「美波町日和佐図書・資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による図書館法の改正に伴う条例改正であります。一括法関連の二つ目の条例改正となります「美波町日和佐図書・資料館の設置に関する条例」の一部改正であります。一括法により図書館法の一部改正が行われ、これまで法律で定められていた図書館協議会委員の任命の基準が削除され、当該任命の基準は文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、その基準に従い改正を行うものであります。

次に、議案第16号「美波町営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の改正に伴う条例改正であります。一括法関連の三つ目の条例改正となります「美波町営住宅の設置及び管理に関する条例等」の一部改正であります。一括法により公営住宅法の一部改正が行われ公

営住宅の「入居者資格に係る同居親族要件」が廃止されることになりました。これに伴い、町営住宅において現行どおりの入居者資格とする場合には、条例において措置することが必要となったため、改正するものでございます。また、「入居者資格に係る収入基準」については、一括法附則の経過措置規定により条例整備が行われるまでの間は、従前の例によることとしています。なお、町営住宅の設置及び管理に関する条例の改正に伴い、それを引用する条項の字句の改正のため「美波町小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例」及び「美波町更新住宅の設置及び管理に関する条例」の一部改正も併せて行うものであります。

次に、議案第17号から議案第22号までの6件は、平成23年度一般会計・特別会計・企業会計の補正予算であります。

まず、議案第17号「平成23年度美波町一般会計補正予算(第5号)」は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ161,326千円を追加し、歳入歳出の総額を5,292,754千円といたしております。補正額の主なものは、旧老人ホームのサテライトオフィス誘致に係る施設の改修費2,000千円、介護保険システム改修事業に伴う繰出金2,772千円、特別交付税分の病院会計運営費負担金で65,600千円、有害鳥獣駆除奨励金で2,000千円、災害危険度判定業務委託料で6,000千円、避難路整備工事で7,951千円、財政調整基金積立金で67,999千円、減債基金積立金で1,999千円を追加いたしております。

議案第18号「平成23年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,349千円を減額し、歳入歳出の総額を1,423,655千円といたしております。歳出の主なものは、保険財政共同安定化事業拠出金の減額によるものであります。

議案第19号「平成23年度美波町簡易水道事業特別会計予算(第3号)」は、補正額はなく、歳出予算項目を組み替えた補正予算といたしております。主なものは、消費税不足分を予備費から充当するものでございます。

議案第20号「平成23年度美波町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ5,543千円を追加し、歳入歳出の総額を1,265,092千円といたしております。主なものは、介護保険制度の改正に伴う介護保険システム改修業務委託料の追加であります。

議案第 2 1 号「平成 2 3 年度美波町水道事業会計補正予算(第 3 号)」は、収益的支出に 1 5 2 千円を追加し、収益的支出の合計を 8 4 , 2 3 3 千円といたしております。主なものは、国民年金法等の法律の改正による共済組合負担金の追加であります。

議案第 2 2 号「平成 2 3 年度美波町病院事業会計補正予算(第 3 号)」は、収益的収入は収入項目のみを組み替えし、収益的支出は 3 2 , 3 8 7 千円を減額し、収益的支出の合計を 9 6 6 , 2 5 5 千円といたしております。収益的収入では、一般会計からの特別交付税の繰り入れに伴う医業収益と医業外収益の収入項目の組み替えでございます。

次に、議案第 2 3 号から議案第 3 5 号までの 1 3 件は、平成 2 4 年度一般会計・特別会計・企業会計の当初予算であります。まず、議案第 2 3 号「平成 2 4 年度美波町一般会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 4 , 5 8 0 , 0 0 0 千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で 8 1 , 0 0 0 千円、比率では 1 . 7 % の減額となっております。人件費については、毎年減少しておりますが、歳出で増加しております主なものといたしましては、防災拠点施設整備事業、防災行政無線事業、橋梁長寿命化修繕事業などとなっております。

議案第 2 4 号「平成 2 4 年度美波町国民健康保険事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 1 , 3 3 4 , 5 3 8 千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で 5 , 1 8 7 千円、比率で 0 . 4 % の減額です。平成 2 0 年度の後期高齢者医療制度の創設により、被保険者数が減少したことによる保険税の減少、加えて自営業者等の収入の落ち込みによる国保税の減少などにより、平成 2 2 年度には税率の引き上げを行いましたが、それでも財源不足を補うことが出来ず、一般会計から繰り入れを行っております。平成 2 4 年も大変厳しい財政運営となっておりますが、国保税の税率を据え置くことし、本年度の不足する財源については一般会計から繰り入れることといたしております。この状況は、今年度以降も続くと思込されるため、国保税については毎年度見直しを行いながら、支出を抑制するためにも特定健康診査等の健診受診率を高めると共に、予防医療の啓蒙・啓発にも力を注ぎ、引き続き医療費の抑制に取り組んで参りたいと考えております。

議案第 2 5 号「平成 2 4 年度美波町住宅改良資金貸付特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 8 9 0 千円とした予算

といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で574千円、比率で39.2%の減額であります。減少要因は、経年による償還金の減少によるものであります。

議案第26号「平成24年度美波町育英奨学金貸付事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ23,520千円とした予算といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で4,920千円、比率で26.5%の増額であります。増加要因は、継続貸付者の増加によるものであります。

議案第27号「平成24年度美波町赤河内財産区特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ9,591千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で55千円、比率で0.6%の増額です。赤河内財産区の管理運営の予算であります。

議案第28号「平成24年度美波町簡易水道事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ69,805千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で9,864千円、比率で12.4%の減額であります。減少要因は、水道監視機器移設工事及び配水管取り替え工事等の完成によるものであります。

議案第29号「平成24年度美波町漁業集落排水事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ18,600千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で7,306千円、比率で28.2%の減額であります。減少要因は、下水道加入金の減少によるものであります。

議案第30号「平成24年度美波町公共下水道事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ165,171千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で30,002千円、比率で22.2%の増額であります。増加要因は、主に寺前地区の浸水対策事業の工事請負費等の増加によるものであります。

議案第31号「平成24年度美波町介護保険事業特別会計予算」歳入歳出の総額をそれぞれ1,229,833千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で1,480千円、比率で0.1%の減額であります。減少要因は、主に介護予防支援事業費の減少によるものであります。

議案第32号「平成24年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ45,041千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で

12,052千円、比率で36.5%の増額であります。増加要因は、主に常勤医師の person 費の増加によるものであります。

議案第33号「平成24年度美波町後期高齢者医療特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ135,898千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で19,986千円、比率で17.2%の増額であります。増加要因は、後期高齢者医療広域連合納付金の増加によるものであります。議案第34号「平成24年度美波町水道事業会計予算」は、収益的収入を76,641千円、収益的支出を76,514千円並びに資本的収入を52,670千円、資本的支出を63,094千円とした予算といたしております。収益的収入の給水収益については、過去4年間の給水収益実績から、平均減少率を算出し24年度給水収益額を算定した結果、前年度予算に比べ6,057千円の減額となりました。収益的支出では、対前年度比7,222千円、8.6%の減額であります。主に退職手当負担金の減額であります。資本的収入及び支出については、資本的収入で52,670千円に対し、資本的支出を63,094千円とし、対前年度比20,029千円、46.5%の増額であります。主に深瀬地区水道施設工事の増額であります。

議案第35号「平成24年度美波町病院事業会計予算」であります。平成24年度の業務予定量を病床数80床、1日平均患者数は入院64人、外来280人といたしております。収益的収入及び支出については、病院事業収益として1,016,401千円、病院事業費用を1,004,629千円とし、対前年度比5,987千円、0.6%の増額であります。主に給与費の増額であります。また、資本的収入及び支出では、資本的収入で1,207千円、資本的支出で1,814千円とし、対前年度比179千円、9.0%の減額であります。主に企業償還金の減額であります。病院事業につきましては、諸般の報告でも述べましたように、町の整備方針として「美波町医療体制整備方針(素案)」を策定し、1病院1診療所の整備に向け取り組んで参りたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、議案第36号「美波町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。固定資産評価審査委員会委員の任期が、平成24年5月28日で満了するため、地方税法423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会委員を再任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案致しております議案の主だった概要をご説明申し上げます。

私が町政を担当させていただいてから2年半が過ぎました。町長就任以来、一貫して「対話の町政」を基本姿勢に、「住んでよかったと実感できるまち」の実現に向け、「産業振興のまちづくり」「安全・安心のまちづくり」「未来を創る人づくり」「持続可能なまちづくり」を、多くの皆様のご支援をいただきながら、職員一丸となって取り組んできたところであります。この間、政権交代も含め国内の状況は大きく変化いたしております。昨年来の原子力事故に起因する電力不足、タイの洪水によるサプライチェーンの混乱、欧州発の金融不安や歴史的な円高などによる景気の低迷、さらにはTPPや社会保障と税の一体改革など、私たちを取り巻く政治、経済、社会情勢は極めて不透明であります。このような中で、「住んでよかったと実感できるまち」を実現していくためには、引き続き健全な財政運営に努めながら、持続可能なまちづくりを推進していくことが必要であると考えていますので、議員各位におかれましても様々な角度からのご意見・ご提言・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、諸般の報告並びに提案説明といたします。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。町長提案理由の説明といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

議

長

町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第4 質疑を行います。なお、議案のうち補正予算議案議案第17号から第22号までの、計6件につきましては、町長から早期の議決をお願いしたいとの要望がありましたので、本日、先に審議したいと思いますのでご了承願います。

また、報告第1号、議案第1号から第16号、及び議案第23号から第35号までの議案につきましては、各常任委員会に付託し、委員会で審査を行いたいと思いますので、質疑はあくまで総括的大綱的な質疑にとどめ、詳細はそれぞれ所管の常任委員会で審査をお願いいたします。

質疑のある方は、挙手願います。ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、報告第1号、議案第1号から第16号、及び議案第23号から議案第35号まで計30件

は、お手元に配布いたしております付託議案一覧表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

「議なし」認めます。

よって、報告第1号及び、議案第1号から第16号、議案第23号から議案第35号まで、計30件は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

小休します。

(小休中)

議長 休憩前に続き再開します。

ただ今から補正予算議案第17号から第22号まで、計6件の議案審議を行います。

日程第5 議案第17号 平成23年度美波町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長 (議案第17号の説明をする)

議長 説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

7番議員 12ページの都市計画総務費、災害危険度判定業務6,000千円と出ております。これの中身っていうんかもう少し詳細分かりやすく説明をいただけますか。

議長 建設課長

建設課長 説明いたします。これにつきましては先の12月補正で日和佐都市計画地域は町内で最も人口が集中している地域でありまして、地震発生時に高台・避難施設への避難経路が長く、避難困難地域の発生が予想されるために調査区域を日和佐都市計画区域を対象としておりましたが、この昨年度、年末に公表されました津波暫定高が従来比で3倍ということで発表されました関係もありまして、旧由岐地域全域を今回追加するもので、ほれの補正でございます。

調査の目的でございますが、地震及び一般災害に対しまして防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にして、結果を公表することにより住民自らが住んでいる地域の災害に対する危険性への認識を深めて、住民主体の防災まちづくり活動の危惧を高めることを目的とするものであります。

事業内容であります。災害時、避難困難地域の検証を行う

ために、まず基礎調査を実施いたします。建築物・空家・空地・道路・消火設備・避難施設を既存データとか現地調査によりましてそれを取りまとめてそれを基に災害危険度判定を建築物の倒壊の危険度とか、延焼の危険度とか、道路の閉塞の危険度とか、避難の危険度とか、浸水範囲とか浸水期間の検討と指針に基づきまして各項目ごとに算定します。調査ができましたら地区住民に判定結果の公表とか説明を実施する予定でございます。25年3月までに実施いたします。以上でございます。

議 7 番 議 員 長 北山議員
建設課長 調査の結果、公表説明が25年度
7 番 議 員 25年3月です。
24年度内であるということではないんですかね。これについては繰越というようなかたちになっていくんですかね。当初できちっともう少し具体的な中身をつけた説明を終えた上で当初予算に組むことはできなかったのか。

議 建設課長 建設課長
これにつきましては昨年度12年度日和佐地区ということで実施する予定でございまして、これを3月ですね、議会終了後に一括して日和佐地区・由岐地区一括してですね、入札を行う予定でございまして、繰越をさしていただきましてですね、24年度中に行う、完了させまして説明会を行うということで予定ということで当初では遅いんでないかなあということで補正で、今回の補正で提案させていただいております。以上でございます。

7 番 議 員 長 はい
他にございませんか。

8 番 議 員 向山議員
13ページの教育費で事務局費で、阿部校の光熱水費682千というんがでてきたと思うんですけども、内容について説明をお願いします。

議 学校教育課長 学校教育課長
この補正の分につきましては、阿部校休校に伴いまして当初は水道・電気については止めてしまうというふうな方針でございましたが、地元の町内会であるとか、地域づくり団体である阿部の未来をつくる会とも協議いたしまして、町内会その地域づくり団体の方が無償で管理をしていただける、それがそのためには電気と水道は生かしてほしいというふうなご要望がございましたので、再度止める方針を撤回いたしまして、水道と電

気については今までどおり生かすという方向でいたしております。この経費につきましては電気代と水道代でございます。電気代が体育館を含めて月5万円余りかかります。水道につきましても月に3千円余りかかりますので合計でこのような金額となっております。以上です。

8 番 議 員
議 長
5 番 議 員

分かりました。
永本議員

町長にお聞きします。15ページふるさと応援基金、531千円ですが、こういう金額ではほとんど事業ができないと思いますので、これは消去するかまたはやるのであれば1千万以上の積立を行わないと何もできないと思いますが、ご意見お聞きします。

議 長
町 長

町長
今のご質問は基金費のことだったと思うんですけれども、この基金費につきましてはふるさと応援基金ということで、ふるさと応援の寄付金制度が数年前にできまして、そしていわゆる町から出ておられる方、もしくは町を応援する方からの寄付をいただいております。それはここに載っておりますように今回530千円ということで年額にそれほど大きい額ではございませんけれども、それぞれの方々の意思を美波町で使って欲しいというていただいた分ですので、それは基金として積み立てておりまして、支出の方はその方々のご意向を尊重して、また別の科目で歳出で組まさせていただくというようなことでさせていただこうと思っておりますので、これはそういった皆さま方からの寄付を積み立てる基金でございますので、そのようにご理解いただいて、今後ともこの基金というのはそのようなかたちで積み立てていこうというふうに考えております。

ちなみ現在高は1,445千円となっております。過去からの累計です。今年は530千円いただいたということでございます。

5 番 議 員
議 長

分かりました。
他にございませんか。
寺下議員

1 1 番 議 員

13ページの消防費の総合的な安全・防止基盤整備事業の工事請負費の避難路の整備工事なんですけれども、場所の主なところが分かれば教えていただきたいのと、備品、災害対策費の備品購入費の高度計は海拔とかを測るのかなぁと思うんですけれども、具体的な機能というかそういうものと、どういふうな

利用を考えておられるのかお伺いします。

議 長
消防防災係長

消防防災課長

まず備品購入費についての高度計について答弁させていただきます。これは寺下議員おっしゃるとおり、標高を調査するものであって、利用目的につきましては自主防災組織の方と今、危機管理プロジェクトで各地区に職員を貼り付けさせていただいています。その方と協力し合いまして地域の避難場所であるとか、新たに設置されております避難路であるとか、そういった場所への高度、住民と共同で測っていくという活動に使用させていただこうと思って考えております。以上です。

議 長
総務企画課長

総務課長

これはご質問のありました工事請負費、避難路整備工事の場所でございますけれども、防災ヘリポートと一緒に設計を出ささせていただいております、場所といたしましては新宝木橋、中学校からこちらへ渡ってくる橋がありますけれども、それを渡りまして左側、山がありますけれども山がちょっと開けたところ、左側の開けたところに避難階段的な避難路を設置予定といたしております。それからもう1ヶ所につきましては役場裏になりますけれども、役場裏の駐車場の裏あたりに避難階段的な避難路を整備する設計となっております。以上です。

議 長
1 4 番 議 員

山本議員

このここではないんですけど、補正予算の初歩的なごっつい素朴な質疑になるとは思いますが、この23年度は当初予算は4,611,000千円でスタートしておると思いますが、最終的には5,292,000千円というように15%、約6億円ぐらいが補正で補われておると思います。22年度に比べれば22年度はおおかた44億でスタートして59億というような30%ぐらいアップして決算となっておりますが、このことについてできるだけ行政システム上難しい面も災害とかあって難しい面もございますが、当初予算時には不透明な分もあると思いますが、できる限り分かっておる部分については当初予算に計上していくべきではないかと思っております。当初予算が今年24年度も何%マイナスとなっておるといわれておりますが、最終決算時には何%、多い時には30%も増えておるというようなことが思われます。こういうことについて理事者の方はどのような認識を持っておるかちょっとお聞きします。

議 長
町 長

町長

今のご質問ですけれども、一応予算総計主義というのがござ

いまして、議員おっしゃるように1年間の予算の見積もりですから、当初予算に全てといたしますか、きれいにするっていうのが筋でございますけれども、歳入の見込みというのがご存知のように私達の町は地方交付税に負っているところが非常に大きいものがございます。ですから地方交付税というのは一応この予算を組む今の段階では平成23年度分は確定を一部いたしております。ではありますけれども24年度分の普通交付税並びに特別交付税の額というのはなかなか流動的なところがございます。そういったものを入りを定めて出るをというところがあるところが予算でございますので、そういったところもあります関係上、このようなかたちになるというのが1点と、もうひとつは新年度の予算を組んでから後に行政需要が出てくるというものがございまして、どうしてもこのようなかたちにならざるをえないというところがありますので、そのあたりはご理解をいただける範囲かなあと思っておりますので、そのようにご理解いただけたらというように思います。

議

長

他にございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(討論なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第17号 平成23年度美波町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

「起立多数です。」

議案第17号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第18号 平成23年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長
議

(議案第18号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

(討論なし)

「 討論なし 」 と認めます。

これから、議案第 18 号 平成 23 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

「 起立多数です。 」

議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 19 号 平成 23 年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) を議題といたします。

当局の説明を求めます。

水道課長

水道課長
議

(議案第 19 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(討論なし)

「 討論なし 」 と認めます。

これから、議案第 19 号 平成 23 年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

「 起立多数です。 」

議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 20 号 平成 23 年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長
議

(議案第 20 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか、質疑。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(討論なし)

「 討論なし 」 と認めます。

これから、議案第 20 号 平成 23 年度 美波町介護保険事

業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

「起立多数です。」

議案第20号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第21号 平成23年度 美波町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

水道課長

水道課長
議

（議案第21号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（討論なし）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第21号 平成23年度 美波町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

「起立多数です。」

議案第21号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第22号 平成23年度 美波町病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

病院事務長

日和佐病院事務長
議

（議案第22号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（討論なし）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第22号 平成23年度 美波町病院事業会

計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

「起立多数です。」

議案第22号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。

ご苦労様でした。

（時に 11時30分）

3月12日(月)

(時に 9:00)

議

長 おはようございます。ただ今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問を行います。一般質問の通告書は5名です。通告順に発言を許可いたします。

11番 寺下議員の一般質問を許可します。

寺下議員

11番 議員

おはようございます。まず昨日3月11日東日本大震災から1年を向かえました。約15,000人の尊い命が失われ、いまだ行方の分からない人々、全国各地で34万人以上の避難生活を続けられている人々の事を思うと新聞やテレビ等での報道がどんなに減っても決して忘れてはいけない現実なのだと思えます。被災された皆様に心から哀悼の意とお見舞いを申し上げ、1日も早い被災地の復旧・復興をお祈りいたしたいと思えます。

それでは議長の許可を得ましたので、私の方からは大きく住民と協働のまちづくりと学校教育の2問について質問いたします。

まず1問目の住民と協働のまちづくりについてですが、財政の厳しくなった現在の地方自治体におけるまちづくりの基本はやはりマンパワー、そこに暮らす人達のやる気や行動力が結集されて生まれるものだと私は考えます。過疎高齢化の進む美波町においては、現在取り組んでいる国の政策である定住自立圏構想や県の広域連合などの広域政策と合わせて、町独自の施策として小さなコミュニティ単位など新たな仕組みづくりを構築することが重要になってくると思えます。

そこで細かく分けて質問いたします。これまでも本町の課題や今後の取り組みについてはいろいろな対策を検討されていると思えますが、全国でも先進的な施策事例はありますし、県内においても例えば東みよし町では各課から町長の選任によるまちづくり戦力プロジェクトチームの事業で徳島大学と連携して町の財政状況の分析や提案等をしてもらったり、同じ海部郡でも海陽町が一次産業の活性化のために取り組んでいる海陽町元気になるは条例などたくさんあります。全国から情報を収集し、視察や事例研究などを行うことによって美波町に応用できる新たな施策等もあるのではないかと考えます。そしてそれは

担当課だけではなく、それぞれの地域の住民や各団体と町職員が協働で課題や対策を考えることが有効なのではないのでしょうか。まちづくりの基本はこの町で暮している人々か、同じような思いを共有し行動に移すことから始まるものです。そのためにも協働で行う作業に重みがあると思うのです。平成22年9月に議決された過疎地域自立促進計画について、その当時総務産業建設委員会で話し合われたときにも、現場の意見も取り入れながら実行に移すべきという意見もあったかと思うのですが、その実施も含め現況の取組みと今後の取組みについてお伺いしたいと思います。

次に前回は事前復興計画について質問をしました。事前復興計画を作るということは、被災後の町をイメージする事から始まると考えます。それをイメージする事で被災前の今、何をすればいいのか、何をしなければいけないのかが具体的に見えてくると思います。それを住民と行政が協働で考え、行動を起こすことによって地域ごとの課題が住民側からも行政側から見えてくると思います。現在全職員が関わっている危機管理プロジェクトの中で、そのような具体的な取組みは考えておられるのかお伺いします。加えて住民福祉の観点からも今後ますます自助・共助・公助のあり方について共通理解が重要になってくると思いますが、現状の取組みと今後の目標に掲げられているもの等についてお伺いしたいと思います。

次に合併して6年が過ぎようとしていますが、今後の交付税の動向も不透明な部分もありますし、合併後10年を過ぎると合併特例債の借入もできなくなり、算定変えも最終、平成32年度には終了し、本町では約4億円の減収になると試算されています。今後日和佐小学校建設に係った起債の償還や新たな美波町立病院などに係る医療施設の起債などを考えると財政がパンクして町単事業が難しくなる前にハード・ソフト両面から対応していくことが需要であると考えます。初日の町長提案理由の説明にもいくつか掲げられていましたが、平成24年度の当初予算の主要施策について、その具体的内容やそれを推進するためのスケジュールについてお伺いします。また継続した取組みも今後行われると思いますが、財政が厳しくなるのを見越してどのような対策を考えているのかお伺いします。

以上答弁の方、どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長
副 町 長

副町長
私の方からは2番目のご質問に答弁させていただきます、

その他のご質問につきましては担当課長からお答えをさせていただきます。

防災対策のひとつとして、町では昨年8月に危機管理プロジェクトを立ち上げ、避難場所・避難路の見直しや個別対処危機管理マニュアルの作成などに取り組んでおります。避難場所・避難路の見直しについては徳島県から暫定値ではありますが、津波高や浸水深の予想が公表されたことを受けまして、職員がそれぞれの自主防災会等とともに再度その見直しを行うこととしておりまして、現在も自主防災会との調整等を図るため、引き続き担当職員として配置をいたしております。今後においても自主防災会との連携を図りながら住民の安全と安心の確保に努めさせていただきたいと考えております。

防災対策の基本としてよく言われております、自助・共助・公助であります。災害の規模が大きくなればなるほど公助の対応力は小さくなりますが、一般的に災害時の割合としては自助が7で共助が2で公助が1といわれております。このことから防災対策は自らの身は自らで守ることを原則として、地域の安全を地域住民が互いに助け合って守る共助に務め、町が公助を行うことを基本として、それぞれ役割を果たして協働して行っていかなければならないものと考えております。

現在、自主防災会への津波浸水区域図の配布でありますとか、標高シールの表示についても自主防災会と担当職員により進めさせていただいているところであり、高度計の購入なども予定いたしております。また、災害時要援護者支援台帳の作成なども進めさせていただいているところでもあります。今後ご提案をいただいたこととか、自主防災会からの要望などもお聞きしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

私の方からは、過疎高齢化の進む美波町では国の定住自立圏構想や県の広域連合など、広域政策と合わせて町独自の施策として、小さなコミュニティ単位で新たなシステムを構築することが重要だと考えるがどうかということにつきましてと、3点目の財政がパンクして町単独事業が難しくなる前にハード・ソフト両面から対応する必要があると考えるが、平成24年度の重要施策はどのようなものがあるかについてお答えさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、全国的にも過疎高齢化が

社会問題となっており、各地でその問題に取り組まれております。美波町においても平成22年に過疎対策の柱となる過疎地域自立促進計画を策定し、過疎対策に取り組んでいるところでありますが、過疎対策は幅広く産業振興・道路整備・生活環境の整備・医療の確保・保健福祉・教育の振興などに及んでおります。この中で町独自の取組みといたしましては、地域づくり推進事業・定住促進対策事業・産業振興事業・工場設置奨励金事業・地域おこし協力隊事業などを行っております。

またそれぞれの地域づくり団体においてもその地域の特性を生かした取組みを行っていただいているところでもございます。

現場の意見の反映につきましては、町政懇談会をあらゆる機会を通じてお聞きいたしているところでもございます。

社会構造的に人口減少に歯止めが利かない状況において、地域のコミュニティの存続が危ぶまれている今日、町として持続可能なまちづくりのため、地域の人たちや状況に合った施策に取り組んで参りたいと考えておりますので、議員各位におかれましても今後ともご指導、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

次に3点目でございますけれども、町の基本的な方針といたしましては、国・県などの補助事業を活用して、できる限り町単独の事業の圧縮に務めております。

平成24年度当初予算における重要施策につきましては、主に防災関連事業に重点をおき、予算計上を行っております。具体的な内容を申し上げますと、避難路・避難地の整備事業、防災行政無線整備事業・橋梁長寿命化事業などが挙げられます。これらの事業は国・県の補助金を活用し実施する予定でございます。

これらの事業を進めるためのスケジュールにつきましては、避難路・避難地の整備事業につきましては平成23年度繰越事業で行う2カ所を除いた避難路・避難階段及び避難広場などの設計に平成24年度の早期に取り掛かり、早期発注ができるものから順次工事に取り掛かることとし、箇所により期間を要するものにつきましては平成25年度に継続して事業を実施することも考えております。

次に防災行政無線でございますが、平成24年度に設計を行い、平成25年度には工事に取り掛かり、遅くとも平成26年度の完成を目指しております。

次に橋梁長寿命化事業でございますが、これは美波町にある重要橋梁 32 橋について長寿命化計画を策定し、順次修繕工事を実施するものであります。その内の修繕度が高い橋梁 2 カ所を平成 24 年度において設計及び工事を実施いたします。その後は計画に基づき順次実施することといたしております。

ソフト面では総合計画策定事業でありますとか、県との共同で行う「地」「学」「官」連携による地域振興モデル事業、また阿南市との定住自立圏構想事業などがありますが、定住自立圏構想につきましては年度を越えての継続事業といたしております。

厳しい財政状況下において複雑多様化する町政ニーズに対応するため、行財政改革プランを基本として、「選択と集中」による事業執行に務めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長
1 1 番 議員

寺下議員

自席から再問を重ねたいと思います。

まず今、副町長が答弁されたことに関して、避難路とか避難場所の見直しとか自主防と連携して行うということがあったのですが、私が尋ねたほの事前復興計画に関して、危機管理プロジェクトの設置要綱の所掌事項の中に(3)被災後の被害者対策や復旧・復興のあり方などの検討・調査・研究に関する事項が含まれていると思います。先ほどの答弁ではそれに関しては具体性とかその真剣さってというのがちょっと感じられなかったのですが、具体的な目標や目的がはっきりすれば、場当たりの対応ではなく筋の通った計画や行動に繋がると思います。そこに記載されているその事項についてはどのように捉えられていて、自主防災会とどのように連携をしていくのかお伺いしたいと思います。

それと総務企画課長から答弁いただいた分の平成 24 年度の事業の中で、総合計画策定事業ということがあったんですけども、これは美波町のまちづくりの大元になる一番大事な計画になるとは思います。この策定はいつからいつまで、その期間とかその内容とか今分かる部分でいいので教えていただきたいと思っております。

議長
副 町 長

副町長

今の再問でございますけども、たしかに危機管理プロジェクトにおけますその内容ですけども、今現在先ほど申し上げましたように、危機管理プロジェクトとの発足してからは、避難路等

の見直し、それと現在は個別危機対処管理マニュアルですね、その取りまとめを行ってありまして、それからまず地域防災計画の見直しってというのが今の最重要課題というか、まず行うべきことかなあと考えております。前回もお答えしたかなあとと思うんですけども、その事前復興計画の重要性ってのは重々認識してありまして、合わせて情報の収集等を行ってありますけれども、今具体的にその計画に対しての取り組みってというのは今のところ危機管理プロジェクトにおいての取り組みがまだなされていないっていうのが実情でございますけれども、まずは地域防災計画をきちっと見直して、それと合わせながらその情報収集を行って、事前復興計画についてもどないしていったらいいのかっていうようなことを協議していきたいというふうに考えております。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 総合計画の策定事業でございますけれども、美波町になって総合計画を策定させていただいたのが平成19年度でございます。計画といたしましては平成20年度から平成24年度までの計画となっております。それで総合計画につきましては、町の計画としては最上位に位置するものでございます。大変重要なものと認識いたしております。

この平成24年度に予算計上させていただいてありまして、平成24年度中に計画を策定させていただくことといたしております。それで策定にあたってはあらゆるところからのご意見なりも聴取させていただくと共に、職員の中でも創意工夫しながら新たな計画作りに務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 寺下議員

1 1 番 議 員

先ほど副町長の方からは優先順位をつけて進めているというお話でしたので、何事もスピード感を持って少しでも早くいろいろなことが進んでいくように努力をお願いしたいと思います。

財政状況が厳しくなると様々な事業が縮小せざるをえなくなったり、廃止されたりしてだんだんと夢を抱けなくなるのが現実です。そうなると住民のやる気や前向きな行動力も落ちてきます。過疎化が進む町だこそ住民がちょっとでも前向きに希望や夢を持てる町になるよう、私自身もやれることから積極的に行動し、住んでよかったと思える町づくりを目指したいと思います。行政においてもなんらかの仕組みづくりと、できること

スピード感を持って努力していただくことをお願いして、一問目の質問は終わります。

議長
1 1 番 議員

寺下議員

続いて2問目、学校教育について質問いたします。新学習指導要領の完全実施は小学校で昨年からすでに行われ、中学校では本年4月からスタートします。小学校で実施されたこの1年間においても、小学生における学力較差が顕著に現れるなど、子ども達はもちろん現場の先生においても新たな課題がたくさんでてきたのではないかと思います。そこで2点お伺いします。

1点目、小学校1年生からの事業開始をスムーズにも行うためにも、幼稚園教育・保育園の幼児コースの教育の重要性をとて感じるのですが、現況はどのような教育がなされているのか。また今後どのような教育指導に取り組みられるのかお伺いしたいと思います。

2点目、以前のゆとり教育から大きく学習内容や学習量も変化しています。本年4月から開始される中学校の新学習指導要領においては、教科書のページ数でゆとり教育が開始された2002年度と比較して最大で理科では77%の増加となっているといわれています。平成23年6月議会で同じような質問をしたときにいただいた答弁では、写真等の学習資料が多くなったり、学習の手引きなどが増えたため、加えてそれによって授業時間数も増加させてきているということでしたが、今回の改訂において主要5教科に関しては中学三年生の授業時間数の増加率がきわだっているということ。理科では1.8倍の授業時間数になります。これだけの授業時間数を確保しなければならないということはいいかえればそれだけ学習内容が大幅に増加するということ、現場における子ども達のとまどいや授業時間数の増加に伴う学校現場の対応の大変さも想像できます。学校現場だけでは解決しない課題もいろいろでてくることも予想されます。私自身人として生きていく上で学力だけが重要であるとは決して考えていませんが、これだけ大幅な変化に対応していくためには学校現場のみならず、家庭における家庭学習の習慣化や保護者との共通認識・連携によってさまざまな課題解消を補完できると考えますが、教育委員会の方針はどのようなものなのでしょうか。

以上2点について答弁の方をどうぞよろしくお願いいたします。

長 教育長

長 学校教育の1点目につきましてお答えいたします。5才児の、小学校生活に向けての取り組みにつきましては、時計を活用して時間を基準とした生活をさせる。翌日必要な準備物をお家の人に伝言させる。連絡帳を使用して家庭でのクイズのような宿題を与える。給食開始時間を小学校の時間に近づける。通常2クラスを1クラスにして小学校に近い環境を体験させる。集団の中で、話しを聞かせ理解させる。みんなの前で発表する機会をつくる。絵本づくりを経験させて字を書いたり、読んだりすることに興味を持たせたり、言葉を引き出すようにするなどして、取り組んでいます。預かり保育におきましては、昼寝の時間が3学期にはなくなるように指導しています。

毎年行っている小学校との交流では、小学校の先生方と年間計画を立てて5回から6回実施し、小学生との活動を経験させるように取り組んでいます。3学期の一日体験入学では、授業の様子や発表会を見学し、入学に向けて安心感や期待感、進学意欲が高まるよう努めております。

また、3学期には、小学校から先生方が来園されまして、子ども達の活動状況や給食状況を見学してアドバイスをいただいたりもしています。発達の気になる幼児につきましては、小学校の巡回相談員からアドバイスを受けることにより、支援の連携に努めています。遊びを通して学ぶ幼児期の教育から教科を用いた教科書を用いた学習が中心になる小学校での教育に円滑に移行できるように今後も要所の連携に努力してまいりたいと考えております。

次に学校教育の2点目につきましてお答えいたします。小学校におきましては平成23年度から新学習指導要領が完全実施され一年を終えようとしております。昨年6月の段階では学校からは2年間の移行期間を経ており、完全実施に向けて特に不安はないと聞いておりましたが、今回は学習内容が増えて難しくなり、子どもへの負担が大きくなったという意見が出ております。授業の内容を十分に理解できない児童が増えたように感じる、難しい学習項目も低学年に移り早い段階で学力差が生まれ、学習意欲が下がるのではないかと懸念されるというような内容であります。また特に問題なく指導できているという学校もございます。授業時数の増加よりも学習内容や学習量が大きく変わったということか、あるいは指導者が指導に不慣れな1年だったか、学校規模の違いによるものか、要因は特定することはで

きませんが、6月にはなかった学校側の反応がありました。そのような中で学校では休み時間や放課後に個別指導を行ったり、宿題だけでは追いつけない児童には、朝学習で支援をするなどして学習補充に努めております。

家庭学習につきましては宿題による家庭学習の習慣化に務めております。児童によっては宿題を終えているかどうかの確認も保護者をお願いする場合もございます。また家庭学習の充実をはかるために学習の手引きを各家庭に配布して、家庭学習の方法や時間等について情報提供して家庭との連携にも努力をしております。

教育委員会としましても従来から学力向上には学校での学習と家庭での学習が重要と考えて学校を指導してまいりましたが、学習内容や学習量の変化に対応するためには、これまで以上に学校と保護者との共通認識で連携を深めて課題解消を図りたいと考えております。以上でございます。

議長
1 1 番 議員

寺下議員

ただいまお答えいただきましたが、幼稚園から小学校1年生に上がったすぐというのは、個々の差も大きくクラスをまとめるのは先生にとっても大変なご苦労があると思いますが、現状で5から6回の幼稚園と小学校の取組みを行っているという話でしたが、今後もその連携を今まで以上に密にすることによってできるかぎりスムーズに子どもが対応していけるように努力をお願いしたいと思います。

保護者に対しても、これまでの小・中学課程を経てきた子ども達と、これから小・中学校で学ぶ子ども達では学習内容は授業時間数が大きく変化していていること、まず知ってもらう事が大切だと思います。中学校の英語においては各学年とも現在の105時間から140時間に約3割の授業時間数の増加となります。学習する単語も900語から1,200語にまた2013年度からの高校英語に関しては、基本的に英語で授業が行われるようになることを踏まえた時に、ほぼ100%の高校進学率になっている現状で中学英語でつまづくことと高校の授業で現実的にかなり苦労することが予想されます。それらを総合的に考えるとますます学校現場と家庭学習の重要性を感じるのです。全国では学校で放課後学習などを行い、子ども達の意欲向上を図る取組みを行っている自治体もあります。そういったことは考えられているのかお伺いしたいと思います。

議長
長

教育長

教 育 長 学習的な面で教育委員会から何らかの補完する手立てについて考えているかというご質問だと思いますけれども、今現在教育委員会のほうではあくまで学校教育の中で、それと家庭教育の中で学習力を高めていただくという立場で、位置づけで考えております。特に何らかの教室を開くとか、てこ入れをすることかということは現在考えておりませんが、実際に動き出す中で何か教育委員会としててこ入れをしなければならないというようなことがありますとは、そのような手立ても検討してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 寺下議員

1 1 番 議 員 美波町の子ども達は町にとっても宝です。子ども達が笑顔で学校生活が楽しいと思う得るような教育環境を今後も整えて行ってもらえるよう強く要望し、私の質問は終わります。

議 長 以上で寺下議員の一般質問は終了しました。

続いて13番舛田議員の一般質問を許可いたします。

舛田議員

1 3 番 議 員 おはようございます。私は次のことを質問いたします。平成23年4月より、旧日和佐老人ホーム跡地を利用してオープンしていた美波町文化交流施設、都市との文化的地域間交流を促進して、地域活性化を図るためとうたわれ、相当な改修費も投入、施設の借入希望者を待っていたのでありますが、その実績もなかったかのように思います。9月の決算監査報告にも公費の無駄遣いとなつてはならないと指摘もされていたところがあります。それがこの2月都内のベンチャー企業がここでサテライトオフィスの開設を希望したいというお話しがまいこんできたというのでありますが、一部メディアに大きく取上げられたのは記憶に新しいところがあります。大変喜ばしいこと、ありがたいことで、沈滞した美波町の産業・商業他にとっても明るいニュースであり、雇用を含め地域活性化に繋がっていくことを大いに期待をしております。

そこでそこまでにいたった経緯をお聞かせください。またこの事業が関連企業等の感心や話題を呼び、成功例ともなれば第2第3の誘致も積極的に推し進めていかなければなりません。町としてどのような協力をして、次へのステップをどうやっていくのか、町のお考えをお聞かせ願います。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 舛田議員のご質問にお答えさせていただきます。町長提案の中で、その概要を説明させていただいておりますように、旧日

和佐老人ホームを文化創作活動の拠点として有効活用するため、平成21年3月に徳島県から無償譲渡を受け、都市との文化的地域間交流等を促進することで地域活性化を図ることを目的に、美波町文化交流施設として施設の一部を改修し、文化創作活動の拠点として有効活用をするという構想を掲げていた時期に関係していただいております。関係者、またそれとは別の関係者にも接触を重ねてまいりましたが、利用していただける条件面で合意にいたらず、新たな活用方法も視野に入れながら、活用方策を模索しております。

そうした中、徳島県が進めております限界集落の活性化を図る「とくしま集落再生プロジェクト」の取り組みの一つとして、全国でも有数のブロードバンド環境を活用したITベンチャー企業のサテライトオフィス誘致の呼びかけに、株式会社サイファ・テックが本町へ進出の意向を示していただいたところであります。

株式会社サイファ・テックは、平成15年に設立され、電子書籍の著作権保護や知的財産の漏えい防止システムなどを開発している伸び盛りの企業であり、また代表者が本町出身でもあることなどから、進出をお受けしたとこととでございます。

本町としましては、株式会社サイファ・テックの進出をきっかけに、高速情報通信基盤を活かし、未活用の公共施設や空家などを都市部の企業のサテライトオフィスとして展開することで、地域の情報がフェイスブック等のソーシャルメディアにより発信されることなどにより、これまでにない新たな形での人の誘致が促進され、地域の賑わいのみならず、地域経済の活性化、また地元雇用に繋がるよう、今後、より多くの企業にも進出していただけるよう取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

議長
13番議員

舛田議員

自席から再問をさせていただきます。ただ今のお話の中で、県からの後押しということがありました。私思いますに、かなり人任せというか、成り行き任せといいましょうか、言葉が適切でないかもしれませんが、他力本願的な、そういう消極的なそういう感じもしないでもありません。ずばりあのう町長自らですね、トップセールスに出向く、そういうような積極的な部分がなかったんではないかと、そう思いますがそういう体質に問題はなかったか、町の体質に問題がなかったか、ちょっとお伺いします。

議
町

長 町長

今おっしゃられたように、本来は文化的に使うということで進めてきておりました。今もその考え方といいますか、それを捨てたわけではございませんが、先ほど総務課長から答弁いたしましたように、県からのサテライトオフィスについてわが町と神山町を選んでいただいて、していたところに今回本当にうれしい話が飛び込んできたわけでごさいます、こんなに早く私達の町に現実的に進出していただけたとは思っていませんでしたというのが本音でごさいます。このサイバーテックさんが来てくださることにより、社長ともお会いをいたしましてお話しをしたところ、やはり関連といいますか関係する方々も沢山いらっしゃるということで、今後ともそういう方々の誘致っていうんには前向きにまた可能性が広がるのではないかいというふうに思っております。

したがって今議員がおっしゃられました町長自らのトップセールスっていうところは今回のこのことについてはやってはおりませんけれども、引続き芸術関係また文化的なものも含めまして行っていきたいというふうに考えております。

議

長 舛田議員

1 3 番 議 員

ぜひこの事業がうまくいって、ようするに会社も町もそして働くスタッフの人も地元の人も皆喜ばれ、来てよかったほんでこんな場所でもやれるんだということを見せ付けていただきたいと、また美波町でサテライトオフィスをというような合言葉や話題がそういうベンチャー企業の中でも流れることを期待いたしまして、私の質問を終わります。

議

長 以上で舛田議員の一般質問は終了しました。

続いて14番山本議員の一般質問を許可いたします。

山本議員

1 4 番 議 員

今年もはや3月、出会いと別れの季節となり非常に忙しい今日この頃でなかろうかと思えます。2点質問させていただきます。

まず1点目の定住自立圏構想について、生活機能の維持・拡充に向けて、相互に連携と協力を行い、圏域全体の活性化を図り中心地と周辺市町村が目的と役割を示しての取組みが示されており、いよいよ24年度から予算化され、具体的に共生ビジョンに向けて大きく取り組んでおりますが、また大きく項目を分けて3項目となっておりますが、どの分野が本年度から具体的に事業化されていくのかをお聞きしたいと思います。

以前にも協議の場でも伺ったことともあろうかと思いますが、本町美波町においては山間部も多く有しており、竹資源は豊富であり、阿南市・那賀町との竹資源等有効活用推進事業が形成協定がなされているが、本町美波町も阿南市と那賀町との形成協定の中で、那賀町への竹資源への供給を可能とすることを模索していくべきではないかという点を伺います。

那賀町もバイオマスタウン構想に基づき、実用化を目指しており、地域産業の活性化が叫ばれており、ぜひ実現に向けて取り組んで欲しいが、中心地周辺町との1対1の協定システム上難しいのかその辺のところをお伺いしたいと思います。

もう1点は医療分野で事業計画、見込み事業額も示されている電子カルテの導入事業ですが、美波町にとっては自立圏構想においては最大限メリットが感じられるのは医療の連携体制ではなかろうかと思いますが、本町からは阿南市への医療機関への関わりを資料から見ると非常に多く、特に羽ノ浦への医療機関への患者数は那賀町の住民の人よりも上回っており、電子カルテの導入は必然的なものであり、医療連携において提携先が精度向上を目指してバージョンアップの必要性を取り込んでおる中で、本町においては電子カルテの導入を検討するというなまやさしいことではなく、診療情報の共有化を図っていき、医療連携ミス・薬の投与ミスなどに繋がり、また医師の負担の軽減にも役立つこととなり、那賀町の医療機関も阿南の医療機関同様の取り組みがなされているようです。

やはり信頼される病院体制の一步ではないのかと私考えます。事業化に向けて具体的にとりくむ初年度ではあるが、本町にとっては病院再編計画の取り組み中ではあるが、どのように計画され、どのように進捗していくのかをお伺いいたします。

議 長 総務企画課長

総務企画課長

お答えいたします。定住自立圏構想の具体的な取り組みを示す共生ビジョンについては、昨年8月に総務産業建設委員会でご説明させて頂きましたが、具体的な取り組み項目として40項目を挙げさせて頂いておりました。その後、阿南市とも協議を行い平成24年度から取り組みが出来る事業については順次取り組むことといたしておりまして、その項目は23項目ございます。

主なものについてご説明させて頂きますと、身近なものとしては施設の相互利用でありますけれども、阿南市の施設について市民と同じ料金でサービスを受けられるもので、具体的には

火葬場・市民グラウンド・海洋センター・スポーツ総合センター・羽ノ浦健康スポーツランド他4件の体育施設などとなっております。他の分野では、医療については医師確保対策として医師確保に向けた情報発信事業、福祉については保育所の広域入所事業、教育においては図書館の蔵書充実事業、産業では観光圏の形成による情報発信事業、防災については災害時応急給水体制整備事業、道路については期成同盟会による要望、地産地消では地元農産物魅力アップ事業、人材育成では相互参加の職員研修事業などとなっております。

予算化が必要な事業については今議会に提案させて頂いておりますのでよろしくお願い致します。

次に2点目の竹資源有効活用推進事業についてでございますけれども、定住自立圏構想につきましては、ご案内のとおり中心市である阿南市と美波町との間で協定を結び取り組むことといたしており、那賀町とは協定は結んでおりません。このことから、共生ビジョンの中の竹資源有効活用推進事業にも美波町が入っていない訳であります。

阿南市の取り組みといたしましては、那賀町に委託料を支払い、実証プラントの活用により、阿南市に豊富にある竹資源の活用を目指しており、この中に那賀町との協定相手でない美波町が参入することは出来ません。したがって、仮に行うのであれば定住自立圏構想でなく、別の形で美波町と那賀町が協定を結ぶなどして取り組むこととなりますが、別に費用負担が必要になるかと思われれます。

また竹資源の供給のみであれば、事業化後において取り組み可能かとは考えております。美波町においては、森林においては那賀町の12%、竹林面積では阿南市の約4%程度であり、規模的には差がございますので、どの程度の効果や事業採算性があるかなどを見極めることも重要かと思われれます。

バイオマス事業については地球温暖化の抑制などから、全国において新エネルギーとしての実用化に向け取り組まれており、その活用が期待されているところであります。美波町いたしましても、環境対策の一環として太陽光発電に対する補助も行っておりますけれども、今後新たなエネルギーの活用も含め検討させて頂き、進めさせて頂きたいと考えております。

私からは以上でございます。

議 長
由岐病院事務長

病院事務長

私の方から電子カルテの導入についてお答えさしていただき

ます。電子カルテの導入支援事業でございますが、まず電子カルテのメリットにつきましては、大規模病院等で、カルテが、診療科により別々に記入されている場合に、電子カルテにすることにより、院内で、他の科での診察の情報を共有できること、連携ミスが少なくなることや、医薬品などの過剰投与や、投与ミスなどのチェックが可能となること、また紙レセプトよりは、保管場所が少なくすむことがあります。

次に、電子カルテのデメリットですが、先ず導入費用が高額であることがあります。導入費用については、電子カルテのシステムの内容にもよりますが、現在言われていますのは、1病院あたり、概算で、40,000千円以上が必要となります。耐用年数についても電子機器であることから、約5年程度となります。また、電子カルテシステムの開発会社も多く、よって導入するシステムも病院によってまちまちです。

電子カルテを導入すれば、医師による器械への入力が必要となります。医療クラークなどの雇用も考えられますが、現在日和佐・由岐両病院ともに、他の医療機関の医師に、土・日・祝祭日や夜間等に、日勤・当直の支援を頂いている状況で、他の医療機関の医師が自分の職場と異なるシステムの電子カルテへの入力は難しいものと思われます。また、この土日・祝日・夜間等の時間帯に医療クラークの雇用は難しいものと考えております。

電子カルテの導入は、時代の流れの中で必要と思われますが、日和佐・由岐両病院につきましては、2病院に導入することは、導入費用が高額なこと、入力などの問題があることなどにより、導入は難しいと考えています。

定住自立圏構想の中の、電子カルテの導入支援事業で、本町は「電子カルテの導入を検討」としておりますのは、定住自立圏構想の医療・子育て部会の中で協議をしていた時期に、ちょうど「美波町病院事業のあり方検討委員会」で、今後の医療体制のあり方について協議中であつたため、「今後の状況により検討」することとしました。

現在、美波町医療体制整備方針(素案)により、意見公募を行っていますが、これが終了した後、病院の体制等の中で検討を行っていくものと考えています。以上です。

議長
14番議員

山本議員

自席から再問させていただきます。今総務企画課長から竹資源については自立圏構想の中で不可能ということのようにいわ

れておりますが、基本的にはできないということは1対1というぐらい阿南と那賀町、阿南と美波町という1対1との協定という何は分かりませんが、例えばの話、資源、竹資源を阿南市をかいして中間に入れてもらうという取組みというようなことも模索していくべきではないかという点、これやはり中心地と周辺町がメリットがなければ自立圏構想の命と暮らしと守るためという趣旨がぐらついてくると思います。期間も5年という短い期間でもある、はやく具体化・事業化をしていかななくては準備に多く時間をとられてしもうて、本来の目的の期間というのはかなり難しくなると思います。竹資源だけでなく項目によけ入っておると思いますが、やっぱり中心地のリーダーシップを求めていくんでなしに、先ほども舛田さんもいよったように、他力本願でなしに美波町からもこういうふうに取り組んでいくというようなところも考えて行くべきではないかと思います。やはりそして定住・自立・発展というこの自立圏構想の目的に向って取り組んでいくべきだと思います。これ今の竹資源について後で美波町と那賀町、自立圏構想以外の中で取り組んでいくといわれましたが、今言いましたようにこの阿南をかいしての竹資源供給ということは考えられるのか。

それともう1点電子カルテ導入については、先日の病院事業説明会でも住民の方に指摘されておったように私思いましたが、電子カルテ導入は事務長は美波町の病院ではまだ経費もようけいるということで、できないというようなことをいわれておりましたが、常に病院経営においての先を見ての取組みが必要かと思しますので、その点も考えていただきたいと思ひます。以上です。

議 長 総務企画課長

総務企画課長

竹資源等の有効活用推進事業について、阿南市と那賀町で取り組んでいると言うことで、そのなか美波町として竹資源もあるということで、竹を供給してはどうかということでございますけれども、今現在那賀町のバイオマス事業につきましてはまだ実証実験段階でございます、まだ事業化されているというものではございません。それで阿南市についてもその実証実験の中のひとつとして竹資源を活用してはどうかという提案の中で進めていかれると思うんですけれども、それについて美波町から竹を供給するということについては、阿南市さんが今回の実証実験によって事業化されて阿南市内の竹によってそれなりのエネルギーを抽出して事業化できるということ

あれば、その事業化された阿南市のそういった竹資源の活用の中へですね、美波町として竹を供給するっていう、そういったシステムっていうんはできるかと思えますけれども、今の段階ではまだそういった段階ではないと考えております。以上です。

議 長
由岐病院事務長

病院事務長

先ほど今後の対応で、今の2病院につきましては非常に難しい、医療体制等の問題もありますので難しいかと思えますが、今後体制の方が整いましたら充分検討してですね、当然その今後は電子カルテ、ほとんどの病院・診療所がなっていくものと考えておりますので、電子カルテを導入するような方向で検討をすることとなると思えます。以上です。

議 長
1 4 番 議員

山本議員

この自立圏構想についてまた一番トップである町長にちょっと1点お聞きしたいと思えますが、中心地が中心地宣言を行い、今まで以上にね、都市機能と圏域全体の周辺自治体もよくなるような相乗効果を似なさなくてはこれただビジョン倒れになっていく可能性があるとおもうんよね、ただ予算を組み込むだけでなく、本町にとって一番のまたメインである観光事業においてもね、阿南市や野球の町としているいろいろ取り組んで、還暦野球とかいうような感じでようけたくさん交流人口みたいになっておるわね、こういうんも何回に1回ぐらいこの美波町に宿泊をしてもらおうとか、何かそういうような取組みがなければね、ただ予算をつぎ込んで、ただ中心地に追随するいうでなく、やっぱり先ほどもいよったようにこっちから何かを発していく取組みが必要かと思えます。その点についてちょっと町長にお聞きしたいと思もいます。

議 長
町 長

町長

今議員が具体的におっしゃってくれた還暦野球につきましては、もう既に美波町でも大会を行っておりますし、宿泊もいただいておりますので、そのようにご理解をいただけたらと思えます。

それと定住自立圏につきましては、ひとつの自治体で完結することはなかなか難しいというような事例につきまして、広域で取り組むということを目的として、私共も参画させていただいております。その中で特にですけれども、雇用それから医療それから先ほど議員いわれました観光も含めてですけれども、そういったところにつきまして、特に期待をしているところがございます。具体的な事例につきましては、今回はそのような

ことでは上がってはおりませんが、徐々にそういった取り組みが進んでいくものというふうに期待しておりますので、そういったことで今後定住自立圏につきましては美波町といたしましても、阿南市と共に那賀町とは直接ではございませんけれども、1市2町で取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長 山本議員

1 4 番 議員

2点目の集会所の維持管理について。集会所は町内山間地域においてはコミュニティの場として活用されているかと思いますが、今回の議案の指定者管理に提出されています公民館等の類似施設としての機能もしておるわけでございます。地域の集会所等の施設は現在町内に何箇所ぐらいあるのかを初めにお聞きいたしまして、さまざまな補助対象で各地域の集会所は建設されておったように思われますが、その施設が建築後20年余りとなり、過疎高齢化が進み今後維持修理管理が難しくなることが考えられ、現にリフォーム等の必要も発生しており、災害時には地域の防災拠点施設としての機能も有しており、指定者管理施設等に準ずるぐらい、むしろ支える地域人口も少なく個人負担も多くなるかと思いますが、郡内の自治体でも公民館と類似施設として条例化もきちっとして支援をしておると聞いております。

以前にも関連議案の中でもお聞きして、前向きに検討しますと伺ったように思いますが、その後どのように検討をさせていただいたのかをお聞きします。

議長 総務企画課長

総務企画課長

お答えいたします。地域コミュニティの拠点となる組織として、大きくは公民館がありますが、また公民館より小さな集落単位で実行組がありまして町内に63ほどありますけれども、その内日和佐地区に50の実行組があります。

その拠点施設となる建物についてでありますけれども、公民館で28施設、実行組単位で利用されている集会所は25施設ありまして、その集会所につきましてはその全てが日和佐地区にあります。その25施設の内、町の条例で公の施設となっておりますのが8施設で残りの17施設については地元の所有であったり個人の施設を借用したりして使用されているところでございます。中には、お大師さんなどをお祀りしている庵のような施設もあります。

また神社の施設のようなものもありまして、判断が付きにく

い施設もございますけれども、現在町で把握している施設については以上となっております。

次に財政的支援についてでございますけれども、現在、町で把握している地域集会所では、古いもので昭和57年に建設されており約30年が経過いたしております。その他に、町有施設でない地元が所有している施設については、もっと古いものもございます。

類似施設である公民館については全て町有施設であり、地元町内会に指定管理し、管理をお任せいたしております。修繕については30万円までは地元が負担し、30万円を超えた場合は町が工事を発注し、負担金として地元から30万円をご負担頂いております。

地域集会所についても町有施設以外の施設も含め、地域コミュニティの拠点施設であり、議員おっしゃるように、災害時の拠点施設でもあることから公共的要素が非常に強いかと思われまます。

このようなことから、施設の修繕などについて何らかの助成が出来ればと思っておりますけれども、町有施設でない施設や借りられて利用している施設などもあることから、公民館と同じ指定管理とするのではなく、助成金額の上限なども含め違った形の助成方法を検討させて頂きたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

ちなみに郡内他町の例でございますけれども、海陽町につきましては1/2の補助を行っておられます。補助の上限を300万円といたしておりますけれども、牟岐町においては基本的に町負担なしということで地元が全て負担されておるようでございます。それと隣の那賀町につきましては、30万円を超えた分を1/2を補助ということで、補助の上限を10万円とされているようで、各町においてまちまちということで、今後また充分検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長
14番議員

山本議員

自席から再問させていただきます。私が質問に入っとる分はこの17施設の分やね、かなあと思うんやけんどな。私がいま課長がいうてくれた海陽町が1/2っていよったけんど、私がちょっと資料等で見てみますと海陽町では公民館同様の類似施設を条例化して、200万円を上限にして10万以上であれば補助対象にしとるということも聞いとうけんどな。牟岐町では公民館やいう集会所やいうんでなしに、コミュニティセンターと

いうふうに、これは地区10年ぐらい昔の集会所が古くなったけん新たに建てた時にコミュニティセンター的とそういうふうに小規模集落においてしておるといふことで、修繕とか発生しておらんでほこまではなかなかいてないことも聞いておりましたが。これはやはり合併時に協議事案の中でも置き去りにされていた面もあるかと思いますが、やはり地域にとってはかせない施設であり、必要不可欠でもあり、むしろそのような支援策が無いこと自身が私自身不思議なぐらいでございますんで、トップの方にちょっと改めてお聞きしたいと思います。

議
町

長 町長

この件につきましては、先ほど総務課長から答弁さしていただいたとおりでございます。先ほど申しましたように、どちらかといえば実行組単位での集会所というのは日和佐地区に多ございます。多分想像ですけど、建築されてからの年数が比較的新しいでありますとか、今まで集会所に修理等につきましては地域の方で行っていたという経緯があるのかなぁと思っております。ただ築後やっぱりだいぶ過ぎてきますと小さな修繕、小修繕じゃなくて大きな修繕もこれからは必要になってくるということで屋根がいたんだりとか雨漏りとか大きなお金がいることがなつてこようかなぁと想像されますので、それは先ほど課長が申したとおりでございます。指定管理っていうんにはちょっとすぐわなない部分がございますので、それに準じたようなかたち、今は指定管理さしていただいで、修繕につきましては30万円までは地元負担で、それを超える分について町がというようなことになっておりますので、そういったところの仕組みづくりをこれからさしていただいで、地域の方々特に人口それから高齢化が進む中で維持が難しいということには町が支援をしていく必要があるかなぁと考えておりますので、それは今後仕組みづくり等も含めまして、検討さしていただいで、新たな仕組みを作っていくということでご理解を頂けたらと思ひます。

議
1 4 番 議
議

長 山本議員

質問を終わります。

長 以上で山本議員の一般質問は終了しました。

小休します。

(小休中)

議

長 休憩前に引続き、一般質問を再開します。

8番向山議員の一般質問を許可します。

8 番 議 員

向山議員

それでは私からは2問質問させていただきます。まず第1問目は町職員の能力を地域に生かす施策についてお伺いいたします。

これは昨年の6月の定例議会に質問した内容と重複する部分がありますが、よろしくお願ひいたします。現在町は昨年の8月の危機管理プロジェクトチームの設置以降、町内の各地域に数名の担当職員を配置し、防災対策として避難地の確認や見直し等の作業を共に取り組んでおります。防災という観点からすると危機管理プロジェクトのチームの有無に関わらず、今後も長期間この体制が続くものと私は思っていますが、この体制は防災面に限るのかどうか、それからその制度を定着発展させる考えはないのかお伺ひいたしたいと思ひます。

今後地域の活性化を図るためには、行政が地域の状況を良く把握し、地域と連携を持つことが必要だと思ひております。そのためにはその制度を定着発展させ、担当職員を地域とのパイプ役として、また世話役として地域に生かせば一層よい行政ができるものと確信いたしてあります。

これは町長の進める対話の行政にも繋がると思ひますので、その点についてお伺ひをしたいと思ひます。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

お答えいたします。昨年の3月11日に発生した東日本大震災を受け、従来の枠組みによる災害対策を超え、迅速かつ的確な対策による住民の安全と安心をしっかりと確保するために危機管理プロジェクトを設置し、全職員一丸となって取り組んでいるところであります。

このプロジェクトの中の1つとして避難場所及び避難路の見直し作業があり、早急に見直しが必要であることから町内に33ある自主防災会に担当者を割り振り、見直し作業を行ったところであり、現在も自主防災会との調整等を行うため引き続き担当職員として配置いたしてあります。

この担当職員の取り組みを、防災対策だけでなく地域に生かせないかとのことではありますが、以前にもお答えしましたが旧由岐町時代取り組んでいた地域担当職員制度については、地域づくり団体や自主防災組織が誕生し、現在も活発な活動が行われている組織もあり、その成果であると考えられます。しかしながら課題もあり、地区の温度差や実状も違うことから上手く機能しなかったところもあり、地域での格差が出来たことも事

実であります。

本来、役場職員も住民の一人であり、地域コミュニティを支えて行く存在であることは言うまでもなく、現に関わり方は地域によって様々かと思いますが、何らかの形で関わっており、住民の方々と共に地域を担っていると思っております。また、職員としても公平な立場で各地域と共に課題の解決を図っていくことも重要であると考えており、町としてもその後押しが出来ればと思っております。

今回、危機管理プロジェクトで担当職員を配置した経緯については、緊急避難的対応でもありましたが、その成果は得られています。今後は、地域と行政のあり方について十分に検討し、出来る限り柔軟に対応させて頂きたいと思っております。以上です。

議 長
8 番 議 員

向山議員

今、磯野総務企画課長から昨年の6月の質問に対する答弁とほぼ同じような答弁をいただいたかと思えます。地域にはいろいろな課題が生じたというか生じる恐れもありますし、この度のように震災に対してですね、3月に震災があって8月にそういった危機管理プロジェクトチームを設置して働いておりますけれども、ややそれについてもこう期間が長すぎたんじゃないかと思えますし、やはり何かあったときにはすぐにこう対応できるような体制というのはいつであっても防災に限らずですね、必要であろうかと思えますし、職員については前にも申しましたようにその能力というのは非常にたけておりますので、地域にとっては非常にありがたい存在でありますし、町内各地域いくらかの地においてはですね、そういったかたちで充分地域に溶け込んで、また地域にもいろいろな情報をいただいたりして頑張っておられる職員もおって、我が土地では非常にこう助かっておるといいますか、役に立っておる現状もありますので、総務課長からは地域の温度差があるということもいわれましたけども、やはりそういった面を各地域にやっぱり広げて行っていただきたいという思いがあります。

そういうことで今回はプロジェクトチームに限ってという答弁だったんですけども、今一度これからもその点についてはですね、充分検討を加えていい行政を進めて行ってもらいたいと思います。また質問しても同じような得られるんじゃないかと思えますので、この件についてこれ町の方にですね、検討を引続きお願いするという事で私の質問を終わりたいと思いま

議
8 番 議

す。
長 向山議員

それでは2問目の質問に移りたいと思います。平成18年3月に日和佐町と由岐町が合併して、間もなく6年を経過しようとしております。高規格道路の開通もあって徐々に一つの町として、生活圏域も形成されてきましたが、いまだ一体感が見られない部分が一部感じられます。

皆さんもそうした感じを受けた感じがあると思いますので、具体的な例は申し上げませんが、この解決策というのは今後時間が解決してくれるのを待つしかないのか、また町行政としてその早い対策などは考えられないのかお伺いしたいと思います。

議
町

長 町長

それでは私の方から地域の一体感の醸成についてをお答えさせていただきたいと思います。私は、一体感につきましては、旧町の歴史・風土や文化などの多様性をお互いに認め合い、許容しつつ、時間をかけて作られていくものではないかというふうに感じておるところでございます。町の一体感には、二つの要素があるのではと思っております。

一つは、「行政体制」でございます。もう一つは「住民の意識」と捉えております。

行政体制につきましては、完璧ではないにしろ、職員の意識も含めて、随分と出来上がりつつあるのではないかというふうに思っております。次に住民の意識についてでございますが、一括りにすることはできませんけれども、個人的に何らかの交流を持っている、たとえばスポーツ・文化・趣味の会・ボランティアなどに所属していらっしゃる方は、比較的、旧町を意識しない傾向があるように感じております。また、「合併したのだから、旧由岐、旧日和佐といった考えはよそう」というふうに努めて意識付けをしていらっしゃる住民の方もおいでるように思います。

結局は町の一体感とは、住民の方々のそれぞれの心の有り様ではないかというふうに思っております。また、高齢者の方々は、すでにもう何十年も、旧町での生活に馴染んでいる関係を、合併したからといって、なかなかすぐには「美波町」に馴染むことが出来ないかもしれせん。

そういった意味においては、現在の子どもたち、保育園児、や小中学学生から交流を進めていくことも大切ではないかというふうに思ったりしています。このことについては、今後、保

育園及び教育委員会と協議をしてまいりたいというふうにも思っております。

一体感の醸成のための施策としては、よくいわれますのがスポーツ大会でありますとか、公民館活動や生涯学習、文化祭その他のイベントの実施などが考えられます。中でも、共同での作業や活動を継続的に実施することが、より効果的ではないかというふうに思っております。

そういった意味で、私が考えていますのは、昨年の東日本大震災を受け、今後発生が予想される東海・東南海・南海の3連動地震に対する備えとして、現在活動を行っていただいております自主防災会の活動や連携が、今後の美波町の一体感の醸成に大きく役立つものと期待をしているところであります。

現在の社会は、地域主権、地方分権の進展などにより、地方自治体の役割と責任が大きくなる一方、住民ニーズも複雑で多様化し、住民の皆さんが自らのまちについて、地域の特性を考えながら主体的にまちづくりに参加することが大切な時代でもあります。

このような中、合併したお互いの地域について十分理解するためには、公共サービスの統一的な整備だけではなく、住民自治の組織づくりや、魅力的な地域資源を利活用した多様な交流の促進が求められ、それが新たな活力を生み出す力となり「自治体間競争」が一層激しさを増す中で、実効性の高い、かつ、独自性のある個性的なまちづくりにつながっていくと思えます。

地域の主役となる住民の皆さんが、新町「美波町」に対しての帰属意識を持ちながら、これからもこのまちに住み続けたい、誇りや愛着を感じるという意識の基礎となる「地域の一体感」の醸成に向け、今後とも努力してまいりますので、なお一層のご指導・ご提言をお願い申し上げます。

議 長
8 番 議 員

向山議員

今町長さんの方から現状等説明いただいて、徐々にであるが一体感が醸成されておる、今後も各種分野において努めていただけるような答弁をいただきましたが、私は一体感の醸成にはですね、商工会の役割も大きなものでなかるうかと思っております。商工会におきましては、現在日和佐商工会・由岐商工会ともにそれぞれ活発な活動をされております。合併するとなお一層新規事業や既設事業が推進されて地域内交流も行われ、町

としての一体感が進むと思いますが、商工会の合併については現在どのような状況下にあるのか、合併への働きかけはどのようなものがあるのかお伺いしたいと思います。今分かる範囲でお願いしたいと思います。

何度も申しますように各種団体等についてはですね、二つの町から合併された点、時点それ以降ですね一緒になっておるようですけども、なお商工会には動きが進められてないし、商工業の交流というのは非常にそういった面、一体感を醸成する意味では非常に大きな役割を果たすのではないかと思いますのでそのあたりご答弁をよろしくお願いいたします。

議
町

長 町長

ご質問にあります商工会の合併につきましては、基本的には商工会の自主性にお任せをしているところがございます。行政といたしましては、周辺整備的なことで予算といたしましても合併協議に関する予算を若干計上させていただいておりますけれども、そういったかたちでテーブルにつくってというようなことをお勧めをさせていただいております。一度合併協議を行ってあって破綻した経緯がございますので、なかなか難しいところもございますけれども、議員がおっしゃられたようにやっぱり合併をして、さらに進んで行きたいという方向性はそのような方向性でいくのかなぁとっておりますけれども、合併が破綻した経緯がございますので、そういったところデリケートなところもございますが、町の方ではテーブルについて、それを協議して欲しいということを申させていただいております。

ただ実態的には合併協議っていうのは、現在進んではおりませんけれども、それぞれのイベントを由岐商工会・日和佐商工会で行っておりますが、その間、時の相互の連携また応援っていうのは充分やれているようでございます。徐々にではございますけれども、そういった方向に、よき方向に進んでいくのではないかというふうに思っております。

議
8 番 議

長 向山議員

今の町長さんの答弁で商工会の状況については分かりました。合併にはですね、非常に課題も多いのではないかと私も思っておりますけれども、働きかけにつきましてはですね、また機会あるごとにですね、よろしくお願いしたいと思います。

合併直後はどの自治体も多かれ少なかれそういった問題はありますけれども、これからも早くですね、一体感がますますできますように町といたしましても頑張っていたきたい

し、私達議員も頑張って参りたいと思いますので、今後ともよろしく願いして、私の質問を終わりたいと思います。

議長

以上で向山議員の一般質問は終了しました。

続いて7番北山議員の一般質問を許可いたします。

北山議員

7番議員

私は大きく2点についてお聞きします。第1点目は病院建設作業の行程についてお聞きします。

病院の建設については、美波町医療体制整備方針（素案）を作り、「議会全員協議会」で説明し、賛同を得た上で町民に説明し、現在「パブリックコメント」を実施していますが、町民の間では色々な感情や思惑が錯綜していることは誰もが認識しています。その間、町長は「平成25年に着工する」と明言していますが25年度の何月かも含めてその作業行程はすべて明らかになっていません。そこで、まず一番に美波町医療体制整備方針はいつ決定するのかという問題です。

現在、19日締め切りでパブリックコメントを募集していますが、これを集約して「素案」でなく「成案」にする作業を誰がいつまでに行うのか。その成案は「公表する」と町長は言っていますが、その公表はいつになるのか。また議会に対してはいつどんな形で提示されるのか。

次2番目には設計はいつまでに完了するつもりなのか、また設計にかかわる関係者は誰々なのかの問題があります。医療施設の設計は普通の建築物より時間を要します。医師に魅力のあるものにするためにはなおさらであり、多くの関係者の意見を求めるためになお時間が必要であります。設計委託するまでに十分な時間が必要と考えられますが、町は設計をいつ委託し、いつ完成させる予定なのか。

以上病院建設着工までにやらなければならないことが多くあります。もし時間が無いことを理由にして、これらの必要行程をいい加減に省略したり放棄すれば、将来に重大な結果を招きかねないこととなります。

そこで、今後着工までに考えられる重要事項を作業行程として時系列に並べてみます。ゆっくりいいいます。パブリックコメントの集約 医療体制整備方針の決定 医療体制整備方針の決定を議会に提示と公表 町立病院及び保健センターの組織・運営・施設についての認識の共有 町立病院及び保健センターの設計の共通認識 町立病院及び保健センターの設計委託 町立病院及び保健センターの設計の完了 着工について、以上の

ことについて完了予定日は何月何日になるのか、また責任者は誰になるのかをお聞かせください。

長 町長

それでは北山議員の町立病院についてに私から答弁をさせていただきます。本町における医療体制については、多くの課題を抱えていることはご承知のことではありますが、特に次の2つの観点から早急な医療体制の整備が必要とされております。

1点目は、経営状況の悪化による町財政への影響でございます。2点目は、施設の老朽化、未耐震施設という危険な病院であること、と併せて、今後発生が予想される東海・東南海・南海地震に対する津波の影響を受ける可能性があること、であります。

このことから、平成23年12月7日に「美波町病院事業のあり方について」の答申を頂き、今後の病院事業のあり方を示す「美波町医療体制整備方針(素案)」を策定し、現在説明会を3回開催し、パブリックコメントを取っているところでございます。パブリックコメントにつきましては、3月19日を期限といたしております。その後のスケジュールについて議員の方から細かくご質問いただいたわけでございますけれども、細かいっていいですか、何月何日っておっしゃっていただけけれども、そこまでの日程については答弁はできませんけれども、3月19日に期限をきっておるパブリックコメントとを終わらせて、その後取りまとめを行い、その取りまとめにつきましても議会に報告させていただき、そしてその後、住民の方にもご報告をさせていただこうというふうに考えております。パブリックコメントの集約ができた後、その素案を案にしていくってということでございまして、その案を議会に報告いたしまして、そして了承されましたらそれを成案として住民の方に公表というようなかたちになっていくのかなと考えております。時間的にはどれぐらいかかるかというのがまだはっきりしませんけれども、以前私の方から開院までのスケジュールということで12月議会で申させていただいたのは基本設計には約6ヶ月から8ヶ月かかるということと、実施設計には8ヶ月から10ヶ月かかるというようなことを申しております。基本設計につきましては、当時12月ではございましたけれども、予定としては今年の5月から10月ぐらいまでの間についてというふうなことで考えていると、それから実施設計についてはその後11月から25年の6月ぐらいまでを目途に、その後建築確認・建築申請

等を経まして着工にかかるということで、できるだけ早い時期に掛かりたいというふうに考えておるところでございます。

したがいまして議員からおっしゃられましたいくつかの項目についての個々の日程等についてはお示しできませんけれども、今の様なかたちで集約そして案ができてっていったところがこの5月ぐらいまでに、この案を作りたいというようなことで考えておるところであります。以降につきましては今申上げましたように、基本設計・実施設計・建築確認等々の期間を標準工期として設けさしていただいて、着工に入りたいというふうに思っております。

その中で特に基本設計につきましては、医療機関に携わる方でありませうとか、中には住民の方・民間の方等にも入っていただいて、その基本設計についてのたたき台を作っていただき、それを実施設計に仕上げていく、というような方法をとりたいと思っております。以後責任者はだれかというお話もございましたけれども、これは町の方でやらさしていただくというようなことで、今後とも安全・安心な医療体制の整備に向けて取り組んでまいりたいと考えておるところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議 長 北山議員

7 番 議 員

今町長より答弁をいただきましたが、私が聞いたかった細部の計画についてっていうのは、やはりよりよい医療体制整備をする上には、やはり町の真剣さっていうのが必要になってくると思います。今の中で町が今考えておるっていうんで、私が理解できたのは、医療体制の方針が5月までには決定されるということと、実施設計が25年の6月ぐらいということぐらいで、実施設計ができて着工するのがいつになつのかとか、その内部までは多分全く詰められてないような、そういう答弁であったように思います。

やはり今後そういうことも含めて、早急に詰めて、やはり真剣に取り組んでいるっていうことを町としては、町民の皆さんに示していく必要があると思います。

議会においても今後その行程が決まれば、それに応じて議会は議会として審議をし、町に対して提案なりチェックなりを行って行って、最終町当局・議会・町民全ての方が理解と協力をして、よりよい医療体制の確立にしていくっていうのが必要不可欠でないのかなぁと思いますんで、再度この行程について細

分早急に決めていただきたいと思いますと思うんですが、町長の見解をお聞かせください。

議
町

長 町長

この件につきましては、医療体制の整備方針につきましては、町の最重要課題というふうにとらえておりますから、真剣に取り組んでおるところであります。

先ほども申し上げましたように、基本設計につきましては、12月で申したのをそのまま読まさせていただきますと、今年の5月から10月まで、実施設計については11月から翌25年の6月で、建築申請については25年7月から25年の9月、着工は25年の10月から27年の9月、開院準備期間を経て目標として28年4月というように12月の議会では答弁をさせていただきましたけれども、現在当時はまだ県の暫定の津波高、また浸水深が出されていない状況でございます。特に浸水深が今年の1月の20日に延びたことによって、ひと月ほど今申上げた期間よりもずれているということと、今現在説明またパブリックコメント期間中でございますので、そのパブリックコメントがどれぐらいの数でくるでありますとか、内容がどうであるかによって、そのとりまとめにかかる時間も変わってこようかなあと思っております。

今しばらくお待ちいただきまして、そのあたりりがまとまりましたら後の工程についてはおのずとはっきりしたものが出てくるかなあと思っておりますので、そのとりまとめができました頃に議会のほうには先ほど申しましたように、お示しをさせていただきますので、その頃には残りの工程がどうなるかっていうこともある程度今申上げたのとはまた違う工程が示すことができるかなあというふうに思っておりますので、現在のところはこれぐらいしか答弁ができない状況でございますけれども、ご理解をいただきたいというふうには思います。

議
7 番

長 北山議員

やはり工程については、県のほうが出てこなければわからないというようなかたちでなくて、やはり町自身、町の医療体制でありますので、町自身で真剣に考えて、その中身を詰めていくようにしていただきたいと思います。

それと責任者についてですが、それは町がするんだから町だっていうんでなくて、もう少し町の内部で責任を持っていただくようなかたちで、こういう団体とかその中の責任者は誰にするとか、そこらまでやっぱり詰めていくぐらいでなければ、や

はり過去に小学校の改修とかいうことも含めて、そこらの責任の所在っていうんが漠然とした中で、結果は良くなかったような感じがいたしますんで、今後この医療体制については美波町100年の計に等しい大事業でありますんで、そのこの内部についてもはやり詰めて町民に示して行っていただきたいと思ひますんで、再度決意をお聞かせいただきたいと思ひます。

議
町

長 町長

責任者については、担当っていう意味合いだったんですね。担当につきましては、組織の改変を行いまして、現実に動き出す時には組織をつくらさしていただくと思っております。当初は昨年12月の段階ではこの3月議会にその課設置条例の改正を出さしていただくというふうに思っておりましたけれども、若干後になってきていますので、押してますので、そのことも含めまして、この取りまとめができたあたりにはそういったことも含めまして、議会に提案をさしていただく、予算も含めましてでございますけれども、さしていただくというふうに思っております。

議
7 番 議

長 北山議員

続きまして第2点目は、固定資産評価員についてお聞きします。平成21年6月議会において、「町長が行う固定資産の価格決定が公正でなければならない」という観点から、合併後設置されていなかった固定資産評価員の設置と固定資産税の評価事務について質したところ、「固定資産の評価員を設置して、いろいろな調整や検討をしなければならないと考えている」と答弁があり9月議会で設置されました。あれから2年6ヶ月、町は固定資産評価員の仕事についてどのように認識され、どのような作業をしてきたのかお聞かせください。

議
税 務 課

長 税務課長

税について質問の要旨、固定資産評価員についてお聞きしますにつきまして、答弁をさせていただきます。固定資産評価員の設置につきましては、地方税法に規定されておりまして、当町の税条例では、第76条でその数は1名とする。と致しております。

固定資産評価員は、評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、町長が、議会の同意を得て選任する。この評価員は、何をするかと申しますと、まず一つ目と致しましては、「町長の指揮を受けて、固定資産を適正に評価する」こと。そして二つ目といたしましては、「町長が行う価格の決定を補助する」こと

でございます。

だんだんと議員さんの質問にございましたように、固定資産評価員を設置しないで、固定資産評価員の職務を町長に行わせることができる。という地方税法の規定がございしますが、この場合には実務は評価事務に従事いたします町職員が総務大臣が定めた評価基準によりまして、固定資産の価格を算定して町長決裁によりまして、その価格が決定されることとなります。

今議員が申されましたように、このことに関する一般質問を受けて、同年の9月議会に固定資産評価員の関する選任議案を上程させていただきまして、ご承認をいただきましたが、現在もその職にあるのは山路副町長でございます。

冒頭申しました、固定資産評価員の設置規定では「町長の指揮を受けて、固定資産を適正に評価し、町長が行う価格の決定を補助する」ということとなりますが、実務は、固定資産担当の町職員が、同じ地方税法によりまして規定されております固定資産評価補助員としてその事務に従事をいたしております。以上でございます。

議 7 番 議 員 長 北山議員
今答弁いただいたんですが、私の質問には答えていただけないように思うんですが。私は固定資産評価員の仕事についてどのように町は認識されとんか、またどのような作業をされてこられたのかお聞かせ願いたいと、そう質問したんですが。

議 税 務 課 長 長 税務課長
お答えします。基本固定資産の評価につきましては総務大臣が定めた固定資産の評価基準に基づいて担当職員が実務をやっています。それに対して固定資産評価員が全部できないんで、固定資産の評価補助員の事務をしておるということで、実務をやっております固定資産評価補助員というのは町職員になりますが、専門的知識を有する固定資産評価員にご相談をさせていただいて、事務を遂行しておるということでございます。

議 7 番 議 員 長 北山議員
再問にはならんのですが、答弁いただけないんで再問にはならんのですが、評価員の仕事っていうのは地方税方の408条に規定されているように、当該市町村所在の固定資産の現状を毎年少なくとも1回実地に調査するというので、次の仕事としましては固定資産評価員は、評価員は評価調書を総務省例に定めるところによって、地帯なく評価調書を作成すると、これが仕事のように私は思うんですが、補助員がどうのとかい

うようなそういう答えにはならないと思うのと、それと作業、この2年半評価員、せっかくできたんですんで、評価員がどのような作業をしてこられたのか、そこらのところをお聞かせいただきたいというのが質問なんです。

議 長
税 務 課 長

税務課長

評価は当然評価員が設置した場合は評価員がするという事になっておりまして、評価調書につきましても議員おっしゃられるように評価員がこしらえないかんというふうになっておりますが、実務上で申しますと、評価員が1名でございます。1名で町内の固定資産の土地家屋について実数的に評価するっていうのは不可能な事でございますんで、405条の規定によって町長が固定資産の評価に関するものを固定資産補助員を選任して、固定資産評価員の職務を補助させることができるという規定の中で、当町の場合は評価をいたしております。以上です。

議 長
税 務 課 長

税務課長

具体的な作業をとということでございますが、固定資産の評価基準につきましても当然総務大臣が定めておりまして、その評価に関しましては県の任務がございまして、その国がつくった固定資産評価基準について助言をしたり、あるいは固定資産の評価員の研修をしたり、また総務大臣が作成した資料報告について助言ということで県からの任務としてのいろいろな技術的な指導があるわけでございます。それにもとづきまして、担当の固定資産評価員が調査をしております。あくまでも評価基準に基づいておりますんで、そこでさらにむつかしいような問題がありましたら県とかに聞く場合もありますが、固定資産評価員にもご相談して、適正な評価に務めるというふうなことでございまして、実質上特にそんな難しいといえますか、そういう問題がなければ固定資産の担当が議員さんがおっしゃられました書類等についても起案いたしまして、固定資産評価員さんが副町長兼務でございますので、決裁をいただくというようなことでございます。以上でございます。

議 長
7 番 議 員

北山議員

ほれでは再問をさせていただきます。基本的に今の答弁っていうのは固定資産評価員っていうのは、ほとんど仕事をされなかったと、そのようにしか聞こえないんですが。平成21年6月の議会の答弁になります。その時の税務課長の答弁では、評価員あるいは補助員のされる実地調査については全筆つ実地調査は行われていないんだと、そんな中で登記済みの通知書に基

づいての实地調査、納税者からの問合せのさいの実地調査、家屋等新築した際の実地調査、取壊し家屋のあった際の実地調査などがやられているというような答弁でありました。その当時私も質問について、3問ってという誓約がありましたんで、その中身についての質問はできなかつたんですが、この今申しましたこの4点についてっていうのは、实地、少なくとも毎年少なくとも1回実施に調査をしなければならないという実施調査には当たらないならないように思います。これは当然やらなければならない調査でありますんで、第408条でいう毎年すくなくとも1回実施に調査をしなければならないというようなことにはあたらないと、その当時も副町長が評価員をやっておられた中でも、していないというような答弁であったように思います。そんな中、先ほどの課長の答弁の中で、評価員が1人なんて実施調査っていうのは不可能なんだというようなそういうような答弁があったと思いますが、实地調査、法律で決められておる実施調査ができない、1人なんてできない不可能なんだというのであれば、そこらは人数を増やすなりできるような努力をするべきではないのかなというように思います。

また6月の答弁の中に平成19年これについて19年に航空写真を撮り、地番図を作成したと。そして平成20年それらに基づきながら航空写真と現地の確認を実施したんだというようなそういうような答弁もありましたが、そこらについてもどのようなかたちでされていたのか、お答えをいただきたいと思えますのと、最初にいいました实地調査について2年6ヶ月ですが、その間あの答弁ではまったくやられてないというように感じるんですが、町としての見解っていうんか、されとうっていうんがあればお答えをいただけたらと思えます。

議 長 税務課長

税 務 課 長 北山議員さんから固定資産評価員は仕事をしてないんでないかと、实地調査をしてないんでないかと、固定資産評価員が1人で实地調査ができないから固定資産補助員が実務にあたるというふうなことでございます。

それと毎年408条の規定にございます实地調査については、固定資産評価員または固定資産補助員に町村の固定資産税の状況を1回ということ、別に補助員が調査をしても問題はない、法的な規定になっております。

それとこの408条の規定でございますが、地方税の規定をまあ厳格に解釈すれば町内の土地とか家屋全てについて賦課期

日は1月1日ですから、1月1日現在に実地調査を行って、その価格をその月の3月31日までに決定をすればいいわけですが、この短期間に固定資産の全てについて綿密な調査を行うことは極めて困難な仕事でございます。町の評価事務上期間的な誓約を考慮すれば、この実地調査については必ずしも全ての全部の資産について細部の一部に渡っては行わなくてもその固定資産の状況を知りうる程度に行われればたりるものとして書いております。当町の土地の評価筆数につきましては、3万筆、家屋につきましては7千棟ぐらいでありますので、1筆1棟ごとの状況を担当者だけで確実に実地調査するというのは物理的に不可能に近いことではございますが、かといって適正な評価のために多額な町費を支出することもできないというふうなところもでございます。

他方納税者への課税明細の送付でありますとか、縦覧簿等の縦覧の制度もでございますが、価格を決定する側の町職員が常に細心の注意を払いまして適正な価格ができるように今後も務めてまいりたいと思っております。

後21年度の地番図と現地確認の状況につきましては、ちょっと調べさせてもらいますので、お時間をいただけたらと思っております。

議 7 番 議 員

長 北山議員

それでは再々問にさせていただきます。冒頭21年度の航空写真の件については、どうぞ調べてまた答弁いただけたらと思っております。

最初に言われました評価員が一人で不可能、そのために固定資産補助員が実地確認をやっているというようなそういう答弁でありました。それと全てをすることは無理なんだというような筆数がかなりあって、物理的には無理とそういう答弁であったように思いますが、これ固定資産につきましては当然町の方は分かっておられると思うんですが、所得税についてはこれは申告制なんです、固定資産税については評価基準に基づいて町のほうが評価をするというようなかたちで行われておると思いますが、先ほど課長のというような物理的には無理だとか、いろんなそういうできない理由を並べておったように思いますが、やはり町民の財産、これを町が公平に評価をするというのはこの固定資産の評価ということになりますので、そこらのところやはり数が多くて全筆できんというのであれば、ローテーションを組んでずっと年次計画を立ててやっていくなり、そう

いうことをやるべきと私は思います。そうでなければ、やはり今までとおなじように現況で課税するにも関わらず、現況と違うような課税が起こったり、縦覧期間があって縦覧を私もする機会がありました。そんな中で同じようなところで課税価格が違っていると、細部になればほの金額が何円単位で違うというような事実もあります。これは私自身のところと比べてそういう感じがありましたが、そういうことについてもやはり年次計画でちゃんとやっていくような方向で公平をきしていただきたいと思ひますんで、最後そこらの今後の心意気っていうんですか、町の考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

議 長
税 務 課 長

税務課長

法を読み解きますと議員さんのおっしゃられることよく理解できます。現状といたしましては、19年の答弁書をご覧になっていただいとんでそのとおりなんです。具体的なことにつきましては、普段の勤務とか生活の中で補助員のみならず課員が所在の固定資産の状況を注視しております。具体的には普段の個別徴収でありますとか、出納前の5月徴収や12月徴収とか、家屋の評価とか普段の外に出る機会がありましたら具体的にいいますと、山間地域であつたらまゝ家の木が切んりよんでそろそろ家を建てるんとちがうんかなとか、取り壊しがあつたよとか、あるいは前任の担当者からあすこらへん家こぼしたとか、そういう状況をできるだけ注視をして、適正な課税に務めておるところでございます。

それと年次的なという話がございましたが、今考えておりますのは年に1回の評価替えの際には北山議員申されましたように、航空写真と地番と現況を確認するというふうな作業で、本年度24年度の当初予算につきましても今回27年度の次の次回の評価替えにむかえまして、適正な課税ができますように航空写真の予算計上をさしていただいておりますので、そういったかたちで評価替えの時にはある程度お金をかけて業者委託しながら正確な課税に務めさせていただきたいと思ひております。以上でございます。

議 長
7 番 議 員

北山議員

全然答えにはなつてないんですよ。やはり業者に評価替えのときだけに業者にやらすとかいんでなしに、やはり町の方が努力をしていく、そういうやっぱり姿をやっぱり住民の方に見せていただければ、そこら真剣にやっぱり公平な評価がされているというような理解はえられんと思ひますんで、それと課

長はやはり課長がいわれよう、先ほど私 4 点いったあの 4 点のことについては 4 0 8 条の実地調査に、中にはあたると思うんですが法がいつている実地調査いうんではないと思います。それは当然やらなければならないことなんです。そこらのところ再度認識いただいて、今後より公平をきす評価をしていただきたいと思います。以上です。

議

長 以上で北山議員の一般質問は終了しました。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。ご苦労様でした。

(時に 11時30分)

平成24年3月15日(木)

(時に 14時00分)

議長 長 ただ今から会議を開きます。只今の出席議員は12名です。
定足数に達しておりますので、休会前に引き続き本日の会議
を開きます。

丸岡税務課長

税務課長 長 昨日の北山議員さんからの一般質問の中で答弁ができてい
なかったところについて答弁をさせていただきます。

その内容につきましては、税について固定資産評価員につ
いてということで、平成19年に航空写真を撮影しましたが、そ
の後どのようなことを行ったのかという質問でございましたの
で、そのことについてお答えをさせていただきます。

日和佐地区の方では従来からパソコン上で航空写真と構図を
重ね合わせました土地の現況地目調査とか、家屋の新築・面質
状況を確認するための地番図検索システムっていうのが課税を
の参考資料としてございましたが、由岐地区にはそのシステム
がなくございましたので、19年に航空写真を撮影したのを
用いまして由岐地区におきましても旧の日和佐地区同様に適
正な評価ができるようのさしていただいたということです。以上
です。

議長 長 総務企画課長

総務企画課長 長 先般の総務産業常任委員会でその中の質問
の中で、地域おこし隊の財源についての答弁をさしていただ
いた中で、一部訂正がございますので申し上げます。答弁
においては事業費、かかった費用の1/2を特別交付税で措置
されるとお答えしておりましたけれども、違っておきまして
ひとりあたり350万円を上限に特別交付税措置されるでござ
いましたの訂正させていただきます。以上です。

議長 長 日程第1 委員長報告を行います。

本議会に提出され各常任委員会に付託されております議案
を議題といたします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

北山委員長

7番議員 長 総務産業建設委員会報告を行います。3月7日の本
議会におきまして、当委員会に付託されました議案につ
きましての審議結果をご報告申し上げます。

報告第1号 株式会社道の駅日和佐の事業報告について

- 議案第 1 号 美波町国土利用計画の策定について
議案第 6 号 美波町地域防災拠点施設の指定管理者の指定について
議案第 7 号 美波町移住交流支援施設の指定管理者の指定について
議案第 8 号 専決処分報告について
専決第 1 8 号美波町税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9 号 美波町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 0 号 美波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 1 号 美波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 2 号 美波町税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 3 号 平成 2 4 年度 美波町一般会計予算のうち総務産業建設常任委員会所管関係
議案代 2 7 号 平成 2 4 年度 美波町赤河内財産区特別会計予算
議案第 2 8 号 平成 2 4 年度 美波町簡易水道事業特別会計予算
議案第 2 9 号 平成 2 4 年度 美波町漁業集落排水事業特別会計予算
議案第 3 0 号 平成 2 4 年度 美波町公共下水道事業特別会計予算
議案第 3 4 号 平成 2 4 年度 美波町水道事業会計予算

以上の計 1 5 議案につきましては、3 月 1 3 日委員全員出席のもと審議の結果、総務産業建設常任委員会は原案のとおり可決いたしましたので、ご報告いたします。

先ず平成 2 4 年度一般会計予算については、総括的に申し上げれば、初日町長の提案説明でありましたが、財源については、歳入全体の自主財源は、(9 5 0、8 7 4 千円) 2 0 . 8 % と少なく繰入金 (基金) を除くと 1 8 % とほとんど国・県 (7 9 . 2 %) に依存 (3 , 6 2 9、1 2 6 千円) した財源となっております。

それでは、審査の過程におきまして議論のありました事項、理事者に対し、検討または善処方要請いたしました事項につい

て、その概要を申し上げます。

株式会社道の駅日和佐について、利益減少の要因や手数料率について町内外で差をつけては等の質疑があり、利益は前年に比べ総額で84.3%と減収となっており原因は高速料金一律の廃止、東日本震災の心理的影響、年会費の廃止、産直館の自動ドアの設置などが考えられる、手数料率については郡単位で差をつけており、今後割戻金等運営については取締役会で議題に上げ検討していくとの答弁がありました。

美波町国土利用計画では、実現に向けての取り組みや公表等の質疑があり、今後総合計画で具体的な内容を策定し来年3月に公表と考えている。

指定管理関係では、利用実績の報告を求める質疑があり、利用目的は里帰りや観光が主だが一部移住先を求めるための利用もあったが、移住にまでは至っていない。

総務及び税務関係では、地域おこし協力隊、各施設の保守点検委託料、徳島滞納整理機構、航空写真撮影及び画像データ作成業務委託等、無駄を削減する改革に関しての質疑がありました。予算策定においては徹底した検証に基づいた査定に務めてもらいたいと思います。

また、予想されている東海・東南海・南海の三連動地震に伴い本町では、2m~20mと浸水予想が出ておる中、地価が相当下がったかと思うが今後の見直しはとの質疑に、今現在それに対してすぐに減免措置、減額措置を取るのとは考えていない。これは町だけの問題でなく、国からの何かの指示、法律で決まる分もあるのかと思っている。

産業関係では、ストックマネジメント計画や定住自立観光圏事業についての質疑があり、漁港施設の改修については県についても具体的な方向性が、決まっていないので調査結果が出た時点で検討する。観光園については、阿南市、那賀町、美波町三町で広域に観光PR、パンフレット作成等を行い広く観光客の誘致などを5年間で行っていく。委託先は美波町観光協会になる。

また、生物多様性保全推進事業については、環境省が行っている事業で平成23年度から25年度までの3年間の継続事業で、ウミガメの衛星による追跡、海岸での産卵の調査、孵化調査事業、ウミガメ混獲各調査事業、海岸保全事業、普及啓発事業などウミガメに関する保護に対する補助金である。

以上で総務産業建設常任委員会報告といたします。

また追記としまして委員会での説明について途中指摘もしましたが、重要事項についてはメリハリをつけ詳しく説明すれば、より建設的な議論になると思います。今回委員長として進行の不手際を反省したいと思いますが、理事者においても議案説明に工夫いただくようお願いをしておきます。終わりといたします。

議長

以上で総務産業建設常任委員会報告を終わります。
続いて、文教厚生委員会委員長の委員会報告を求めます。
寺下委員長

1 1 番 議員

それでは文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

3月7日の本議会におきまして、本委員会に付託されました議案につきまして3月14日、全委員と委員外議員多数の出席をいただき慎重審議の結果、文教厚生常任委員会における審査の結果をご報告申し上げます。

指定管理者の指定議案4件

議案第 2 号 美波町立公民館の指定管理者の指定について

議案第 3 号 美波町児童館、女性会館の指定管理者の指定について

議案第 4 号 美波町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

議案第 5 号 美波町由岐生活支援ハウス「長寿村」の指定管理者の指定について

条例議案4件

議案第 1 3 号 美波町子どもセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について（条例第5号）

議案第 1 4 号 美波町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第6号）

議案第 1 5 号 美波町日和佐図書・資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第7号）

議案第 1 6 号 美波町営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（条例第8号）

当初予算議案8件

議案第 2 3 号 平成 2 4 年度 美波町一般会計予算（文教厚生常任委員会関係）

議案第 2 4 号 平成 2 4 年度 美波町国民健康保険事業特別会計予算

議案第 2 5 号 平成 2 4 年度 美波町住宅改良資金貸付特別会計予算

議案第 26 号 平成 24 年度 美波町育英奨学金貸付事業特別会計予算

議案第 31 号 平成 24 年度 美波町介護保険事業特別会計予算

議案第 32 号 平成 24 年度 美波町国民健康保険阿部診療所特別会計予算

議案第 33 号 平成 24 年度 美波町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 35 号 平成 24 年度 美波町病院事業会計予算

計 16 議案につきましては、3 月 15 日、全委員出席のもと審議の結果、文教厚生常任委員会は、原案のとおり可決いたしましたので、ご報告いたします。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項について、主なものについて、その概要を申し上げます。

美波町児童館、女性会館の指定管理者の指定について、施設の運営、津波対策、また経費等の削減はどのようになっているのかという質問に対し、事業計画書等を提出し現状の運営を引続き行っていきたい。経費等の削減は約 13% ほどの経費の削減となる予定。また、津波対策については、現在は計画もっていないが、日和佐幼稚園・日和佐保育園の移転についても検討中であり、含めて児童館・女性会館についても移転を考えている、という答弁がありました。

美波町立公民館等の町の施設は、津波浸水区域に入っており、警戒区域または、特別警戒区域に指定された場合どのような扱いをされるのかについての質問に対し、現在その指定については、県の内部で委員会を立ち上げ、協議をしていると聞いている。一番きつい特別警戒区域に美波町に、その区域が指定された場合は、そこにある公共施設も含めてどのような対策をするかというのは、法律や条例の基で指導等があれば移転等も検討していく。公共施設については、基本的に津波の影響を受けないところっていうことではあるが、その代替地として高台等が今現在美波町でどれだけあるか議会と共に考えていきたい、等答弁がありました。

このほか、美波町子どもセンターの組織体制の見直しによる設置の廃止等についてや、総合子ども園について、スクールバスの買い換えについて、学校給食材料の地産地消について、阿部診療所について、美波町町営住宅（櫛ヶ谷団地）の入居状況について、海部老人ホーム、郡特養老人ホームの状況について、

議

長

などの質疑等がありました。

以上で、文教厚生常任委員会報告を終わります。

以上で文教厚生常任委員長報告を終わります。

質疑に移ります。委員長報告に対する質疑を許可します。ご意見のある方は挙手願います。

質疑もないようですのでこれで質疑を終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

(討論なし)

「討論なし」と認めます。

これより採決を行います。

報告第 1 号及び議案第 1 号から第 1 6 号、議案第 2 5 号から第 3 5 までを一括採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会へ付託しておりました、報告第 1 号及び議案第 1 号から第 1 6 号、議案第 2 3 号から第 3 5 号、計 3 0 件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員)

起立多数です。

報告第 1 号及び議案第 1 号から第 1 6 号、議案第 2 3 号から第 3 5 号まで計 3 0 件は原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 3 6 号 「美波町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長
議 長

(議案第 3 6 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。これで質疑を終わります。

これから、議案第 3 6 号 「美波町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

(全 員)

よって、議案第36号は、原案のとおり承認されました。

お諮りします。

本日町長から議案第37号 美波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について(条例第9号)が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと被います。また日程の順序の変更し、先に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議案第37号 美波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について(条例第9号)、日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第37号 美波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について(条例第9号)を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町長

町長 本日追加提案をさせていただきました議案第37号美波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、その概要をご説明申し上げます。

介護保険料は3年ごとに見直しが行われておりまして、介護保険制度が始まってから今回が5期目の見直しの時期となっております。介護保険料の改定については美波町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき定めることとなりますが、この計画を策定する美波町高齢者保健福祉計画等策定委員会等が3月5日に最終の会議を開催したところでございます。

翌3月6日には委員長から美波町高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の最終報告を受けまして、介護保険料の条例改正案を追加提案させていただいたところでございます。第5期保険料の月額基準額は5,800円となり、第4期における月額基準額5,400円から400円の増額となっております。増額の要因としては国の介護報酬の引き上げ及び第1号被保険者の負担割合の変更によるものでございます。

美波町では今後高齢化率の上昇に伴い、認定率も上昇するとともに、その一方で保険料を負担する第1号被保険者が減少することが保険料の増加に繋がるものと思われま。このため今

後はより一層美波町高齢者保健福祉計画及び介護保険計画に基づき、介護予防や給付費の適正化対策に努めてまいりたいと考えております。以上簡単でございますが町長提案理由の説明といたします。

なお議案の詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議のうえ原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長

保健福祉課長

保健福祉課長

(議案第37号の説明をする9

議

長

説明が終わりました。質疑を行います。ございませんか。

北山議員

7 番 議 員

この改正前の保険料っていうんですか、これって県下で2番というような話を聞いておったんですが、今度上がってどのくらいになるのか、またもともと高い美波町はまだこう上げないっていうようなかたちになったわけと思うんですが、町としてはどのような取り組みをやってきたのか。やはり健康で介護保険を使っていない高齢者の方についてはかなり年金で暮しておる方から月々引かれていくんで、かなり厳しい状況におかれると思うんですが、町の取り組みっていうのをもう少し説明してもらえますか。

議 長

保健福祉課長

保健福祉課長

先ほどの徳島県内での順位でございますね、前は3位だったんですけども、今回各町議会ということで新聞とかに載っておりますけれども、また全体的にとおしは何位ではないですけども上位になると思うんです。

今回の取り組みは、後で申し上げさせていただくんですけども、今回国のその報酬改定とその負担のうち1%の増というのはとても大きいと思うんです。もしそれをしなかったらということで、約317円ぐらいがその影響を受けているわけで、当初予算のときにも少し触れさせていただいたんですけども、やはり適正化っていうことで認定調査の直営化それとプランチェックということで22年度から専門職をおいて適正に取り組んでいるんです。それで今年度が前期計画の最終年度でありますけれども、その計画の最終年度においても計画の中で納められるということで、今後もずっと適正化に努めてまいりたいと思っております。

議 長

北山議員

7 番 議 員

今後この中身とか状況っていうんですか、そこらをもう少し

やはり当然必要な人は当然使わないかと思うんですが、やはり適正化を進めていく中で、町の高齢者の方にも今の介護保険の現状っていうのもできるだけ周知をしていかなければならないと思うんですが、そこらについては今後どのように考えとんですか。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長

周知にしては6月決算が終わりましたらその年の介護の状況、給付費でありますとか、そういう全般をお知らせしております。そしてまた広報でもたびたび介護保険の利用について、決してそのサービスを制限するというんじゃないかと、こういうサービスは介護のサービスではありませんよととか、そういう介護にかかるお知らせをその都度しておりますので、今後もそういうことにも務めてまいりたいと思っております。

議 長

他に質疑はございませんか。質疑もないようなので、これで質疑を終わります。

討論をおこないます。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

議案第37号 美波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（条例第9条）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

「異議なし」と認めます。

議案第37号は原案のとおり、可決されました。

発議第1号「美波町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

永本議員

5 番 議 員
議 長

（発議第1号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

これで質疑を終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから、発議第1号「美波町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

「起立多数です。」

(全 員)

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 常任委員会等の閉会中の継続調査申出書について議題といたします。

各常任委員長から所管事項のうち、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

それぞれ委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第5 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議 7 番 議 員

長 北山議員

ひとつ教えていただきたいんですが、これ議会の初日の日にいただいた要望書ですけど、今後町民の方からいろんなまた要望書なりが議会の方に来るとは思うんですが、これについては議会としてはどのように取り扱っていくのか教えていただきたいと思えます。

議 長 小休します
議 長 (小休中)
議 長 再開します。

長 小休します

(小休中)

長 再開します。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「意義なし」と認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成24年 第1回美波町議会 定例会を閉会します。

ありがとうございました。

(時に14時50分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 24 年 4 月 11 日

美波町議会議長

川尻竹蔵

議会議員

江本昇

議会議員

影山英雄